

JBIC CHINA REPORT 中国レポート

4号

2025年度

コラム 1

中国の2025年の経済動向および 2026年の経済政策の展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員
真家 陽一

コラム 2

中国の第15次5カ年計画と 資本市場改革

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表
関根 栄一

コラム 3

中国における労働者に対する競業制限 －日本法と香港法との比較法の観点から

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
村尾 龍雄

投資関連制度情報

レアアースの輸出規制について

新公布法令情報・解説
主な新公布法令



国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

03

中国の2025年の経済動向および 2026年の経済政策の展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員
真家 陽一

17

中国の第15次5カ年計画と 資本市場改革

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表
関根 栄一

27

中国における労働者に対する競業制限 -日本法と香港法との比較法の観点から

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター
村尾 龍雄

39

投資関連制度情報 レアアースの輸出規制について

44

新公布法令情報・解説 主な新公布法令

今号の表紙：浙江省杭州市コジェネレーション導入プロジェクト

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1990年1月、浙江省杭州市コジェネレーション導入プロジェクトの支援を目的に中国銀行（中国政府）との間で、総額65百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。浙江省杭州市の経済発展に伴う工業・都市電力の需要増加を背景に、コジェネレーションプラントの設備能力の向上と効率化・環境対策の向上を図ることにより、浙江省の産業セクターへの安定的かつ十分な電力の供給、当地進出日系企業の安定操業のための電力確保に貢献（写真はイメージ）。

コラム1

中国の2025年の経済動向および 2026年の経済政策の展望



真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
国際貿易投資研究所 客員研究員

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

はじめに

中国にとって「第14次5カ年計画」（2021～2025年）の最終年にあたる2025年の実質GDP（国内総生産）成長率は、前年比5.0%増となった。政府目標（5.0%前後）は達成されたものの、景気の先行きに対する不透明感はむしろ強まっている。上半期の経済は概ね堅調に推移したが、下半期に入ると、消費や投資の減速に加え、デフレ圧力の強まりが顕在化したためである。

2026年からは「第15次5カ年計画」（2026～2030年）が始動し、2035年までの長期目標の実現に向けた新たな段階に入る。習近平国家主席は2025年12月31日、2026年の新年祝辞を発表^[1]。習主席は「2026年は第15次5カ年計画のスタートの年である。我々は目標と任務を確固として定め、質の高い発展を着実に推進し、改革開放をさらに全面的に深化させ、全人民の共同富裕を推進し、中国の奇跡の新たな章を綴り続けなければならない」と表明した。経済減速が一段と明確になる中、中国政府が2026年にどのような政策運営を行うのかが注目される。

本稿では、こうした状況を踏まえ、まず、2025年の中国経済の動向を整理・分析する。次に、主要国際機関による経済予測を概観した上で、2026年の経済政策における主要課題を検討する。その上で、第15次5カ年計画に関する建議を基に、中長期的な視点から中国の経済政策の方向性を考察する。最後に、2025年12月に開催された中央経済工作会议

議（翌年の経済政策の基本方針を決定する重要会議）の内容を参考しつつ、2026年の経済政策を包括的に展望することを目的とする。

1. 中国の2025年の経済動向

まず、中国の2025年の経済動向について、国家統計局や税関総署が発表した主要経済統計を基に、GDP、消費、投資、貿易、物価の各分野に分けて整理・分析する。

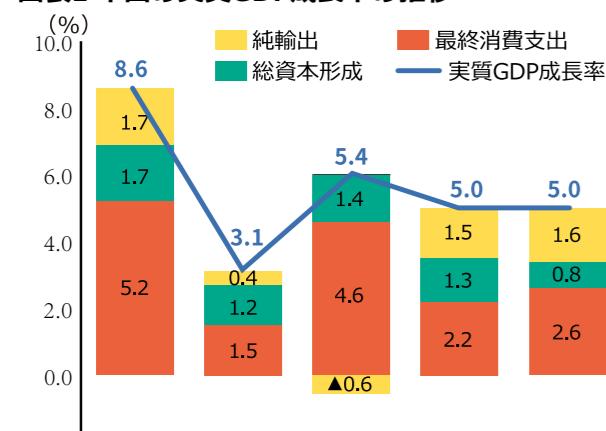
1) GDP (国内総生産)

中国は2025年、第2次トランプ政権の発足に伴う外需の減少を見込み、GDPの約2%に相当する規模の財政支出拡大を通じた内需刺激策を実施してきた。その効果もあり、実質GDP成長率は第1四半期が前年同期比5.4%増、第2四半期が5.2%増と、いずれも政府目標（5.0%増前後）を上回った。

しかし、下半期に入ると、消費や投資の減速に加え、デフレ圧力の強まりが顕在化し、第3四半期は4.8%増、第4四半期には4.5%増へと低下した。その結果、国家統計局の2026年1月19日の発表によれば、通年の実質GDP成長率は5.0%増となり、政府目標は達成されるに至った^[2]。

需要項目別に成長率への寄与度を見ると、最終消費支出が2.6、総資本形成が0.8、純輸出が1.6となっている。投資の寄与度が低下する中で、消費が相対的に経済成長を下支えしていることが確認できる（図表1）。

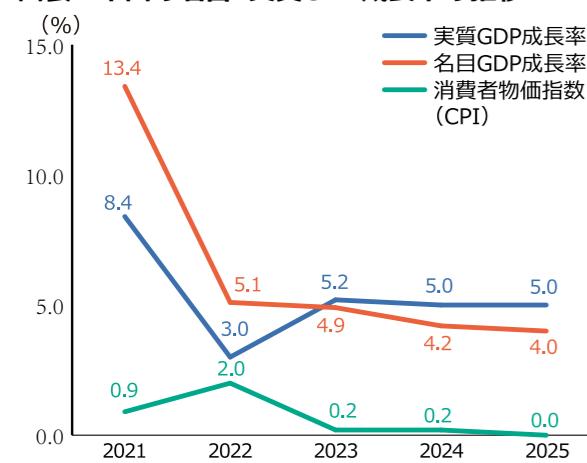
図表1 中国の実質GDP成長率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

他方、名目GDP成長率は4.0%増にとどまり、3年連続で実質GDP成長率を下回る「名実逆転」の状況が続いている。これは、物価下落圧力の根強さ、すなわちデフレ圧力の持続を示唆するものと考えられる(図表2)。

図表2 中国の名目・実質GDP成長率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

2) 消費

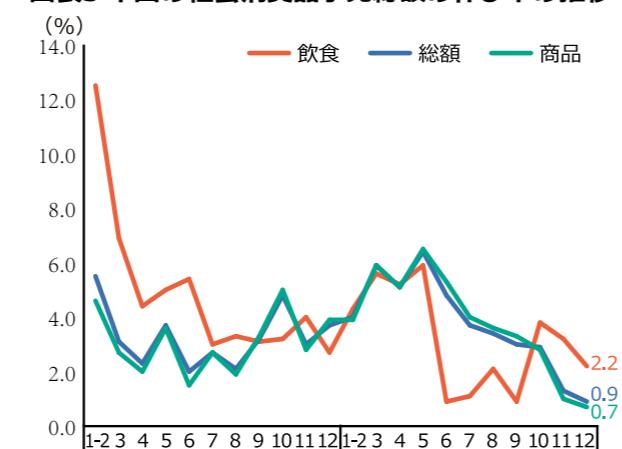
2025年の社会消費品小売総額は、前年比3.7%増の50兆1,202億元となった。このうち、商品ネット小売額は5.2%増の13兆923億元と比較的堅調に推移し、社会消費品小売総額に占める比率は26.1%と、全体の約4分の1を占めた。単月ベースでみると、12月は前年同月比0.9%増の4兆5,136億元にとどまり、消費の伸び率の鈍化が顕著である。

消費類型別にみると、総額の約9割を占める

商品は前年比3.8%増の44兆3,220億元、約1割を占める飲食は3.2%増の5兆7,982億元となつた。12月単月では、商品が前年同月比0.7%増の3兆9,398億元に減速したほか、飲食も2.2%増の5,738億元に伸び悩み、いずれも低調な動きとなつていて(図表3)。

なお、飲食の伸び率が6~9月にかけて低下した背景には、2025年5月に改正された「節約励行・浪費反対に関する条例」により^[3]、公務上の会食における高級料理やたばこ・酒類の提供が禁止されたことなどが影響した可能性が高い。

図表3 中国の社会消費品小売総額の伸び率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

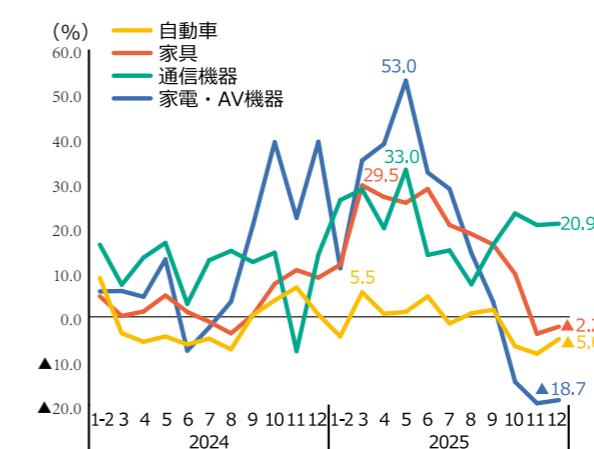
2025年の実質GDP成長率において、最終消費支出の寄与度が高まった背景には、2024年3月に発表された「大規模設備更新と消費財買い替え推進行動計画」(いわゆる「両新」政策)がある^[4]。同政策の下で、自動車、家電、住宅内装などを中心に、補助金を活用した消費財の買い替えが積極的に促進された。

また、2025年1月には「2025年の大規模設備更新と消費財買い替えの推進への支援強化に関する通知」が公布され、家電製品の買い替え支援の拡充に加え、スマートフォンなどデジタル製品に対する購入補助金の新設、住宅リフォーム資材購入への支援、電動自転車の買い替え促進など、対象分野の拡大と支援内容の強化が打ち出された^[5]。

こうした「両新」政策の効果を消費動向からみ

ると、政策初期には高い押し上げ効果が確認されたものの、その後は需要の「先食い」による反動減が次第に顕在化している。通信機器は2025年5月に前年同月比33.0%増と高い伸びを示した後、12月時点でも20.9%増と依然として高水準にあるものの、伸び率は減速傾向にある。家具は3月に29.5%増と急伸した後、増勢が次第に緩和、11月にはマイナスに転じ、12月は2.2%減となった。自動車は3月に5.5%増と小幅な伸びにとどまつた後、低迷が続き、12月には5.0%減と前年同月割れが3カ月連続となった。家電・AV機器も5月に53.0%増とピークを記録したもの、10月からマイナスとなり、12月には18.7%減と大幅な落ち込みを示している(図表4)。

図表4 中国の「両新」政策関連消費の伸び率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

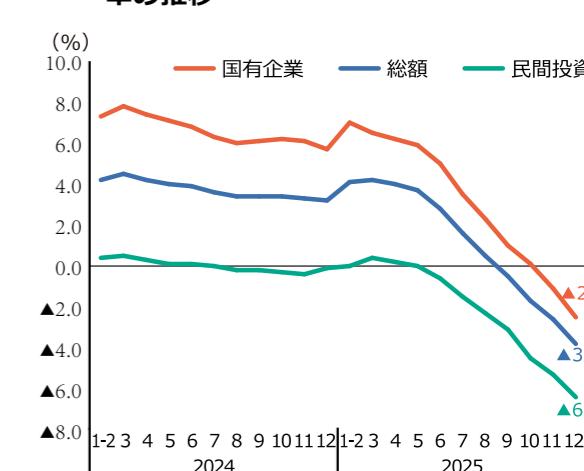
3) 投資

2025年の固定資産投資(農家を除く)は、前年比3.8%減の48兆5,186億元となり、統計を遡れる1996年以降で初めて減少に転じた(図表5)。国家統計局は、固定資産投資が減速した要因として、①外部環境の複雑化および不確実性の高まり、②国内における企業間競争の激化に伴う投資収益率の低下、③発展段階の転換過程において、伝統産業の投資余力が弱まる一方、新興産業の成長がそれを十分に補完できていない点などを挙げている^[6]。

企業形態別にみると、国有企业の投資が2.5%減となったのに対し、民間投資は6.4%減と、落ち込みが相対的に大きい。2025年2月17日に北京で開催された民営企業座談会において、習近平国家主席は

「党と国家による民営経済の発展に関する基本方針・政策は、すでに中国の特色ある社会主义制度体系に組み込まれ、今後も一貫して堅持・実行されるものであり、変わることはなく、また変わり得ない」と強調した^[7]。また、中国政府は5月20日から、民営経済の発展環境の最適化や公平な市場競争の保障、健全な発展の促進を目的とする「民営経済促進法」を施行するなど、民間企業支援に向けた姿勢を明確に打ち出した^[8]。しかし、こうした政治的メッセージの発信や制度整備にもかかわらず、2025年を通じて民間投資は上向かず、実体経済への波及効果は限定的なものにとどまった。

図表5 中国の固定資産投資(農家を除く)の伸び率の推移

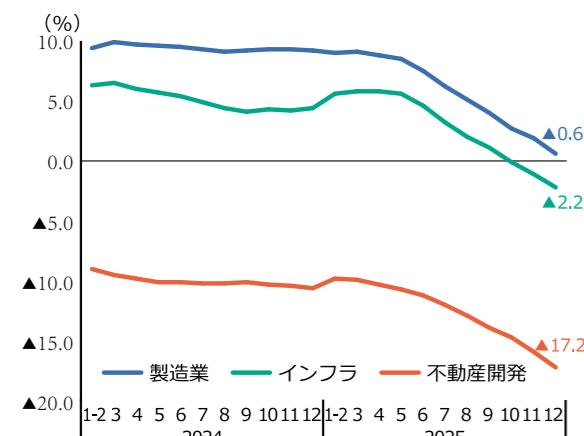


注) 伸び率は年初来累計

出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

業態別にみると、中国の固定資産投資は、製造業、インフラ、不動産開発の3分野で全体の約7割を占めている。製造業投資は0.6%増と小幅ながらプラス成長を維持した。他方、インフラ投資は2.2%減と減少に転じた。不動産開発投資は、不動産市場の低迷を背景に17.2%減と大幅なマイナス成長が続いている。固定資産投資全体の減少をもたらす主因となっている(図表6)。

図表6 中国の業態別固定資産投資の伸び率の推移

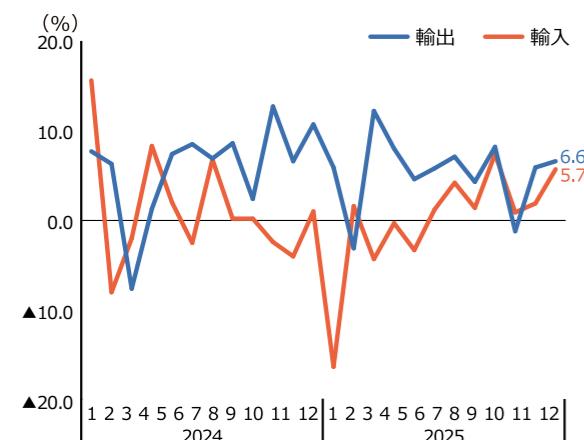


注) 伸び率は年初来累計
出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

4) 貿易

税関総署の2026年1月14日の発表によれば、2025年の貿易総額は前年比3.2%増の6兆3,548億ドルとなった（12月単月は前年同月比6.2%増）^[9]。輸出入別にみると、輸出は5.5%増の3兆7,719億ドル（12月単月は6.6%増）と堅調に推移した。他方、輸入は内需の弱さを反映し、0.0%減の2兆5,829億ドルと微減になったものの、12月単月では5.7%増と持ち直しの動きもみられた（図表7）。この結果、貿易収支は前年比19.8%増の1兆1,890億ドルの黒字となり、黒字額は初めて1兆ドルを上回り過去最高を更新した。

図表7 中国の輸出入の伸び率の推移



出所) 税関総署の公表資料を基に作成
輸出の堅調さの背景には、主要国・地域向け輸出の増加がある。ASEAN向け輸出は前年比13.4%

増、EU向けは8.4%増といずれも高い伸びを示したほか、「一带一路」向けも10.6%増と拡大した。他方、米国向け輸出は、米中貿易協議の難航なども重なり、20.0%減と大幅に落ち込んだ（図表8）。

図表8 中国の国・地域別貿易動向（2025年）

順位	国・地域	金額（100万ドル）			伸び率（%）		
		貿易総額	輸出	輸入	貿易総額	輸出	輸入
1	ASEAN	1,054,646	665,215	389,431	7.4	13.4	1.6
2	EU	828,117	559,949	268,169	5.4	8.4	0.4
3	米国	559,747	420,050	139,697	▲18.7	▲20.0	▲14.6
4	香港	367,340	335,640	31,701	18.9	15.5	72.6
5	韓国	331,242	144,212	187,030	1.2	▲1.1	3.1
6	日本	322,182	157,348	164,835	4.5	3.5	5.5
7	台湾	314,334	83,597	230,737	7.3	11.2	6.0
8	ロシア	228,105	103,309	124,796	6.9	10.4	3.9
9	オーストラリア	206,578	76,328	130,250	▲2.3	7.9	▲7.5
10	ブラジル	187,988	71,587	116,401	▲0.1	▲0.7	0.2
	総額	6,354,769	3,771,873	2,582,896	3.2	5.5	▲0.0
参考	一带一路	3,298,763	1,912,648	1,386,115	5.7	10.6	▲0.4

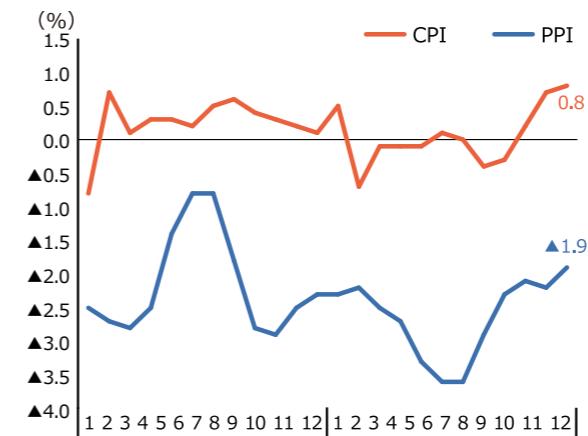
注1) ASEANは2025年10月に加盟した東ティモールを含む11カ国
注2) 「一带一路」は「中国一帯一路網」
(<https://www.yidaiyilu.gov.cn>) に掲載された156カ国・地域
出所) 税関総署の公表資料を基に作成

5) 物価

国家統計局の2026年1月9日の発表によれば、2025年12月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比0.8%上昇した（図表9）^[10]。これは、主に食品價格が1.1%上昇したことによるものである。他方、通年のCPI上昇率は前年比0.0%にとどまり、政府目標（2.0%前後）を下回った。その要因としては、不動産市場の低迷に伴う消費の伸び悩みがあり、需要不足が深刻化していることが挙げられる。

他方、2025年12月の生産者物価指数（PPI）は前年同月比1.9%下落し、2022年10月以来、39カ月連続でマイナスを記録した^[11]。国内製造業では「内巻」と呼ばれる激しい過当競争が続き、供給過剰の状態が常態化している。こうした状況を反映し、通年のPPI上昇率は前年比2.6%下落となった。

図表9 中国のCPIとPPIの推移（前年同月比）



出所) 國家統計局の公表資料を基に作成

このように、供給過剰と需要不足が同時に進行する構図の下では、物価下落圧力は避けがたく、デフレ傾向が一段と強まっているとの見方が広がっている。物価下落が進行すれば、企業収益が悪化し、その結果、賃金抑制や設備投資の縮小を通じて需要がさらに減退し、物価下落が一段と加速するという悪循環、すなわち、かつて日本が経験した「デフレ・スパイラル」に陥るリスクが懸念される。

もっとも、中国経済がすでに「デフレ・スパイラル」に陥るような本格的なデフレ局面に入っているかどうかについては、現時点での判断は容易ではない。この点は、日本の経験と同様、一定の時間を経た事後的な検証を待たなければ、明確な評価が難しい側面もある。

2. 2026年の経済見通しと経済政策における主要課題

次に、主要国際機関による経済予測を概観した上で、2026年の経済政策における主要課題を検討する。

1) 2026年の実質GDP成長率の見通し

主要国際機関の予測によれば、2025年に5.0%を維持した中国の実質GDP成長率は、2026年には4.3～4.5%へと低下し、4%台にとどまる見通しとされている（図表10）。例えば、世界銀行が2026年1月13日に発表した「世界経済見通し」では、消費者信頼感の低迷、不動産セクターの不振の長期化、労働市場の軟化が消費および投資の下押し要因となり、2026年の成長率は4.4%へと減速すると予測されている^[12]。緩和的な金融・財政政策が一定の下支え効果をもたらすことが見込まれるもの、債務水準の上昇が政策運営の制約要因となる点も指摘されている。

労働市場の軟化が消費および投資の下押し要因となり、2026年の成長率は4.4%へと減速すると予測されている^[12]。緩和的な金融・財政政策が一定の下支え効果をもたらすことが見込まれるもの、債務水準の上昇が政策運営の制約要因となる点も指摘されている。

図表10 主要国際機関の中国の実質GDP成長率予測

機関名	2026年	2027年	発表時期	主な見解
国際通貨基金（IMF）	4.5%	4.0%	2026年1月	2026年の成長率は0.3ポイント上方改定され4.5%。2025年11月に米国と合意した1年間の「貿易休戦」により、中国製品に対する米国の関税率が引き下げられたことに加え、2年間にわたって実施される見通しの財政刺激策を反映。2027年は構造的課題が表面化する中、4.0%に減速する見込み。
	4.2%	4.2%	2025年10月	
世界銀行	4.4%	4.2%	2026年1月	2026年の成長率は、消費者信頼感の低迷、不動産セクターの不振の長期化、労働市場の軟化が消費および投資の下押し要因となり、4.4%へと減速すると予測。緩和的な金融・財政政策が一定の下支え効果をもたらすことが見込まれるもの、債務水準の上昇が政策運営を制約する可能性が高い。
	4.0%	3.9%	2025年6月	
アジア開発銀行（ADB）	4.3%	n.a.	2025年12月	不動産セクターの長期低迷に伴う不動産投資の減少が固定資産投資を押し下げ、インフラ・製造業投資も減速。可処分所得の伸びの鈍化が家計消費を抑制し、小売売上高も減速。輸出は米中貿易摩擦の一部緩和、輸出市場の多角化戦略、競争力のあるハイテク・新エネルギー製品が下支え。
	4.3%	n.a.	2025年9月	
経済協力開発機構（OECD）	4.4%	4.3%	2025年12月	消費は高水準の予防的貯蓄、貯い替え促進政策による耐久消費財の前倒し購入の反動により抑制。不動産投資も引き続き縮小し、過剰供給に伴う価格も下落。過当競争は正を目的とした「反内巣」政策が企業投資を抑制する一方、新たな5カ年計画の始動に伴いインフラ投資は持ち直すと予想。
	4.4%	n.a.	2025年9月	

出所) 各国際機関の公表資料を基に作成

2) 2026年の経済政策における主要課題

こうした見通しを踏まえると、2026年の経済政策における最大の課題は、内需、とりわけ成長の牽引役となる消費をいかに振興するかにある。2025年下半年以降、内需刺激策の効果は徐々に薄れてきており、その背景には投資分野における構造的制約がある。2008年のリーマン・ショック時と比較すると、当時は投資余力が大きかったことに加え、高速

鉄道や高速道路の建設、産業園区の整備など、比較的高いリターンが見込めるインフラ投資案件が豊富に存在していた。しかし現在では、こうしたインフラ投資案件は概ね出尽くし、乗数効果も低下している。この結果、投資先は限定され、投資主導による経済成長の牽引力が弱まっている。

このような制約の下、経済成長の軸足は投資から消費へとシフトせざるを得ない。ただし、投資は政府主導で拡大が可能である一方、消費は政策によって強制的に引き上げることが難しい。2024年3月以降に実施された「両新」政策は、補助金の対象となる一部セクターでは一定の効果を示したもの、経済全体を牽引するまでには至っていない。加えて、政府自身も需要の「先食い」に伴う反動リスクを認識しており、持続的な消費拡大につながる政策の構築が急務となっている。

もっとも、消費主導型経済への転換は短期間で成果を上げることが難しく、中国政府は中長期的な時間軸で取り組む姿勢を示している。中央財経委員会弁公室の韓文秀副主任は、2025年3月23日に開幕した「中国発展ハイレベルフォーラム2025年年会」において、「内需拡大を長期的戦略として堅持し、消費を経済成長の主要な原動力および安定装置として育成する」と表明した^[13]。その上で韓副主任は、①所得増加による消費力の強化、②モノからコトへの転換を通じたサービス消費の拡大、③消費者保護の強化による消費環境の最適化、④社会保障の拡充による将来不安の軽減という4点を、具体的な政策の方向性として提示している。

消費振興を通じた需要拡大と「内巻」と呼ばれる供給過剰の是正は、デフレ・スパイアル回避する上でも不可欠な政策課題である。中国政府は供給過剰の是正に向け、大企業などが中小企業に対して優越的地位を濫用し、不合理な取引条件を押し付ける行為を禁止する規定を新たに盛り込んだ「改正不正競争防止法」を2025年10月15日から施行するなど、対策を強化している^[14]。ただし、これらの構造的課題を短期間で解消することは困難であり、2026年以降も継続的な対応が求められる。その成否は、2026年の中国経済の行方を占う上で、大きな

試金石となろう。

3. 「第15次5力年計画」に関する建議

ここでは、第15次5力年計画に関する建議を基に、中長期的な視点から中国の経済政策の方向性を考察する。

1) 4中全会建議の概要と構成

中国共産党は2025年10月20～23日、北京で「第20期中央委員会第4回全体会議（4中全会）」を開催し、2026～2030年の経済・社会政策の基本方針を示す「第15次5力年計画」に関する「建議」を採択した^[15]。

この建議は全15部から構成されている（図表11）。第1～2部は総論に位置付けられ、計画期の意義や位置付け、中国を取り巻く発展環境の変化、経済・社会発展の指導思想および主要目標などが示されている。

第3～14部は各論であり、産業発展、科学技術革新、国内市場、経済体制、对外開放、農村振興、地域発展、文化建設、民生保障、グリーン発展、安全と発展、国防建設などの重点分野における基本構想と重点活動が謳われている。

第15部では、党中央の集中・統一的指導の強化をはじめ、社会主義民主政治および法治国家建設、香港・マカオ・台湾関連の取り組み、習近平政権の外交理念である「人類運命共同体」の構築など、計画期における政治・外交・統治面の主要任務が提起されている。

消費振興を通じた需要拡大と「内巻」と呼ばれる供給過剰の是正は、デフレ・スパイアル回避する上でも不可欠な政策課題である。中国政府は供給過剰の是正に向け、大企業などが中小企業に対して優越的地位を濫用し、不合理な取引条件を押し付ける行為を禁止する規定を新たに盛り込んだ「改正不正競争防止法」を2025年10月15日から施行するなど、対策を強化している^[14]。ただし、これらの構造的課題を短期間で解消することは困難であり、2026年以降も継続的な対応が求められる。その成否は、2026年の中国経済の行方を占う上で、大きな

図表11 4中全会建議の構成

各論	1	第15次5力年計画期は社会主義現代化を基本的に実現する重要な時期
	2	第15次5力年計画期の経済・社会発展の指導方針と主要目標
	3	現代化産業体系を構築し、実体経済の基盤を強化・拡大
	4	高水準の科学技術の自立自強を加速し、新質生産力の発展を先導
	5	強大な国内市場を建設し、新たな発展構造の構築を加速
	6	高水準の社会主義市場経済体制の構築を加速し、質の高い発展の原動力を強化
	7	高水準の对外開放を拡大し、協力・双赢の新たな局面を創出
	8	農業・農村の現代化を加速し、農村の全面的振興を着実に推進
	9	地域経済の配置を最適化し、地域協調発展を促進
	10	全民族の文化刷新・創造の活力を喚起し、社会主義文化を繁栄・発展
	11	民生の保障・改善を強化し、全人民の共同富裕を着実に推進
	12	経済・社会発展の全面的なグリーン・トランジション（GX）を加速し、美しい中国を建設
	13	国家安全体系と能力の現代化を推進し、より高水準の平安中国を建設
	14	建軍百年奮闘目標を期限通りに実現し、質の高い国防・軍隊の現代化を推進
結語	15	全党・全国各民族の人民が団結し、第15次5力年計画の実現に向けて奮闘

出所) 新華社「国民経済・社会発展第15次5力年計画の策定に関する中国共産党中央委員会の建議」(2025年10月28日)を基に作成

2) 4中全会建議の総論

建議では、計画期における経済・社会発展が堅持すべき基本原則として、①党の全面的指導、②人民至上、③質の高い発展、④改革の全面的深化、⑤有効な市場と有為な政府の連携、⑥発展と安全の統合の6項目が示された。

その上で、計画期の経済・社会発展に関する主要目標として、①質の高い発展における顕著な成果の達成、②科学技術の自立自強水準の大幅な向上、③全面的な改革深化による新たなブレークスルーの達成、④社会文明度の顕著な向上、⑤人民生活の質の持続的向上、⑥「美しい中国」建設における新たな重要な進展、⑦国家安全保障の防壁のさらなる強化の7項目が掲げられている（図表12）。

図表12 第15次5力年計画期における経済・社会発展の主要目標

項目	概要
① 質の高い発展における顕著な成果の達成	経済成長を合理的な範囲内に維持しつつ、全要素生産性や住民消費率を向上させ、内需の役割を一段と強化。 全国統一大市場の建設を推進し、超大規模市場としての優位性を顕在化。 新質生産力の発展、新たな発展構造の構築、現代化経済体系の建設においてブレークスルーを達成。
② 科学技術の自立自強水準の大幅な向上	国家イノベーション体系の効果を向上させ、教育・科学技術・人材の一体的発展構造を基本的に形成。 基礎研究および独創的イノベーション能力を強化し、重点分野の重要なアカデミック技術でブレークスルーを達成。 科学技術革新と産業革新の融合を推進し、イノベーション駆動の役割を強化。
③ 全面的な改革の深化による新たなブレークスルーの達成	国家ガバナンス体系およびガバナンス能力の現代化を推進し、社会主義市場経済体制を整備。 高水準の对外開放を支える体制・メカニズムを構築。 人民民主の制度化・規範化・手続化の水準を向上させ、高水準の社会主義法治国家を建設。
④ 社会文明度の顕著な向上	文化への自信を強化し、主流の思想・世論を拡大するともに、社会主義の核心的価値観を浸透。 全民族の文化的革新・創造の活力を喚起し、人民の精神・文化的生活を充実。 中華民族の結束力と中華文化の影響力を増強し、国家のソフトパワーを向上。
⑤ 人民生活の質の持続的向上	質の高い雇用で新たな進展を遂げ、住民所得の増加と経済成長、労働報酬と労働生産性の向上を同時に実現。 分配構造を最適化し、中間所得層を拡大するとともに、社会保障制度を整備し、基本公共サービスの均等化水準を向上。
⑥ 「美しい中国」建設における新たな重要な進展	グリーンな生産方式および生活様式を基本的に形成。 炭素排出ピークアウト目標を期限通りに達成。 クリーン・低炭素で安全かつ高効率な新型エネルギー体系を初步的に確立。
⑦ 国家安全保障の防壁のさらなる強化	国家安全保障体系および能力を強化し、重点分野におけるリスクを防止・解消。 社会ガバナンスおよび公共安全ガバナンスの水準を向上。 建軍百年奮闘目標を期限通りに達成し、より高水準の「平安中国」建設を推進。

出所) 図表11と同じ

これらの基盤の上に、中国は第16次5力年計画（2031～2035年）期の5年間に、経済力、科学技術力、国際力、総合国力および国際的影響力を大幅に向上させ、一人当たりGDPを中等先進国の水準へと引き上げることを目指す。これにより、人民の生活を一層幸福で美しいものとし、「2035年までに社会主義現代化を基本的に実現する」という中国共産党的長期ビジョンに向けた政策の道筋が示された。

もっとも、中国経済は、人口動態の変化や地政学リスクの増大といった構造的課題に直面しており、今次計画の実効性と持続性が問われる環境に置かれている。計画期に中国を取り巻く内外環境は厳しさを増している。建議は、「大国間関係が国際情勢

を左右し、国際情勢の変化が国内発展に深刻な影響を及ぼす中、中国の発展は、戦略的な好機とリスク・課題が併存し、不確実性と予測困難性が高まる時期にある」と指摘している。

建議は、外部環境について、世界では変動と混乱が交錯し、不安定化が進む中で地政学的衝突が頻発していると強調する。一国主義や保護主義の台頭に加え、覇権主義や強権政治の脅威が強まり、国際経済・貿易秩序が深刻な試練に直面し、世界経済は成長の原動力を欠いているとの認識を示している。さらに、大国間の駆け引きは一段と複雑化し、対立が激化しているとしている。これらの記述は、米中対立の長期化などを念頭に置いたものとみられる。

また、建議は国内環境について、発展の不均衡・不十分という構造的問題が依然として顕著であると指摘している。有効需要は不足し、国内大循環にはボトルネックや障害が残るほか、新旧の成長原動力の転換もなお途上にあるとする。農業・農村の現代化は相対的に遅れ、雇用および住民所得の増加には大きな圧力がかかっており、民生保障分野には不足や脆弱性が存在するとしている。さらに、人口構造の変化が経済発展や社会ガバナンスに新たな課題をもたらす中、重点分野には依然としてリスクや潜在的な不安要因が存在するとの見解を示している。

3) 4中全会建議の各論

各論については、紙幅の制約を踏まえ、本稿では産業発展、科学技術革新、国内市場、経済体制、対外開放の5分野を中心に概観する。

①産業発展

建議は、現代化産業体系の構築を、中国式現代化を支える物質的・技術的基盤として位置づけている。その一環として、経済発展の重点を実体経済に置き、スマート化・グリーン化・融合化の方向性を堅持しつつ、製造強国、品質強国、宇宙強国、交通強国、ネットワーク強国の建設を加速する方針を打ち出した。その上で、製造業の合理的な比重を維持し、先進製造業を中心とする現代的産業体系の構築を目指すとしている。

具体的な政策措置としては、伝統産業の最適化・高度化、新興産業および未来産業の育成・拡大、サービス業の質の高い効率的な発展の促進、現代化インフラ体系の構築などが掲げられている（図表13）。

図表13 産業発展における主要政策措置

項目	概要
① 伝統産業の最適化・高度化	質的向上と高度化を推進し、国際分業における地位と競争力を強化。 重点産業チェーンの質の高い発展を促進し、先進的な製造業クラスターを形成。 製造業のデジタル・スマート・トランسفォーメーションを加速し、スマート・グリーン・サービス型製造を発展。
② 新興産業および未来産業の育成・拡大	新興基幹産業の育成を強化し、新エネルギー、新素材、航空宇宙、低空経済などの戦略的新興産業クラスターの形成を加速。 未来産業を先見的に配置し、量子技術、バイオ製造、水素・核融合エネルギー、ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）、エンボディドAI、第6世代移動通信（6G）などを新たな成長分野として育成。
③ サービス業の質の高い効率的な発展の促進	サービス業の対外開放と監督管理改革を深化させ、生産性サービス業の専門化およびバリューチェーン上流への展開を促進するとともに、生活性サービス業の高品質化・多様化・円滑化を促進。 先進製造業や現代農業との融合発展の水準を向上させ、デジタル化・スマート化を推進。
④ 現代化インフラ体系の構築	情報通信ネットワークなどの新型インフラを適度に先行整備するとともに、伝統的インフラの更新およびデジタル・スマート化改造を推進。 総合交通運輸体系の高度化を通じて地域横断的な連携を強化し、多元的で強靭な国際輸送ルートを整備。 エネルギーインフラおよび水資源インフラの現代化を加速。

出所) 図表11に同じ

②科学技術革新

建議は、中国式現代化を支える中核として、科学技術の現代化を基礎に据え、高水準の自立自強を加速する方針を示している。これを踏まえ、新たな科学技術革命と産業変革を歴史的機会と捉え、教育・科学技術・人材強国建設を一体的に推進することで、国家イノベーション体系の全体的な機能と実効性を高め、自主イノベーション能力を全面的に強化する構えである。これにより、科学技術発展の主導権を確保し、新質生産力の創出を促進することを志向している。

こうした方針の下、独創的イノベーションおよび重要コア技術の研究開発の強化、科学技術革新と産業革新の融合の促進、教育・科学技術・人材発展の一体的推進、デジタル中国建設の推進が重点分野として提起されている（図表14）。

図表14 科学技術革新における主要政策措置

項目	概要
① 独創的イノベーションおよび重要コア技術の研究開発の強化	新型举国体制を整備し、集積回路（IC）、産業用マザーマシン、ハイエンド計測機器、基礎ソフトウェア、先進材料、バイオ製造などを対象に、サプライチェーン全体を通じた重要コア技術の研究開発を推進。 戦略的・先見的・体系的配置を強化するとともに、基礎研究への投資比重を引き上げ、長期的かつ安定的な支援を拡充。
② 科学技術革新と産業革新の融合の促進	国家の戦略的科学技術力の構築を推進し、研究開発能力および基盤条件の自主的保障を強化。 国際競争力を備えたオープン・イノベーション・エコシステムの構築を促進するとともに、若手人材によるイノベーション・起業を支援。 企業の科学技術革新の主体としての地位を強化し、イノベーション資源の集積を促進。
③ 教育・科学技術・人材発展の一體的推進	科学技術の自主イノベーションと人材の自主育成が相互に促進する好循環を形成。 戦略科学者、技術リーダー、卓越したエンジニア、高技能人材など多層の人材の育成を加速。 評価制度や所得分配制度の改革を通じて人材の流动性を円滑化するとともに、国際交流や高度人材の受け入れを拡充。
④ デジタル中国建設の推進	データ要素に関する基礎制度を整備し、全国一体型データ市場を構築することで、データ資源の開発と活用を深化。 実体経済とデジタル経済の融合を促進し、産業インターネットやAIの革新的発展を加速。 「AIプラス」行動を通じて、AIの産業応用における主導権を確保するとともにAIガバナンスを強化。

出所) 図表11に同じ

③国内市場

建議は、強大な国内市場を中国式現代化の戦略的基盤として謳っている。具体的には、内需拡大を戦略的基点とし、民生改善と消費促進、物的投資と人的投資を緊密に連携することで、消費と投資、供給と需要の相互作用を促進し、国内大循環の内生的な原動力と信頼性を強化する方針を示している。

この考えを受けて、消費振興の強化、有効投資の拡大、全国統一大市場の建設を阻害するボトルネックや障害の解消が、主要な政策措置の柱として掲げられている（図表15）。

図表15 国内市場における主要政策措置

項目	概要
① 消費振興の強化	消費振興特別行動を実施し、雇用の安定、所得の増加、期待の安定を一体化して推進することで、住民の消費能力を強化。 サービス消費を中心に参入制限の緩和や業態融合を進め、ブランド主導、標準による高度化、新技术の活用を強化。 波及効果が大きく可視性の高い新たな消費シーンを創出し、商品消費の高度化を促進。
② 有効投資の拡大	政府投資の構造を最適化し、民生分野への比重を高めるとともに、国家の重大戦略や重点分野の安全保障能力強化に資するプロジェクトを推進。 人口構造の変化や流動化に対応したインフラや公共交通サービス施設の整備を推進するほか、人的資源開発や人の全面的な発展への投資を強化。 重大プロジェクト建設への参画を促す長期的メカニズムを整備し、政府投資基金の機能を発揮させることで、民間投資の活力を喚起。
③ 全国統一大市場の建設を阻害するボトルネックや障害の解消	基礎制度とルールを統一し、要素取得、資格認定、入れ、政府調達における各種障壁を取り除くことで、地方保護や市場分断を解消。 「内巣」競争を是正し、独占禁止および不正競争防止に関する法執行を強化することで、品質に見合った価格形成と健全な競争秩序を確立。 流通ルールや標準の整備、市場インフラの高度な連絡を通じて、社会全体の物流コストを低減。

出所) 図表11に同じ

④経済体制

建議は、高水準の社会主义市場経済体制を、中国式現代化を支える重要な保障として位置づけている。その上で、社会主义の基本経済制度を堅持・整備しつつ、経済体制改革の牽引的役割を強化し、マクロ経済ガバナンス体系を整備することで、質の高い発展を安定的かつ長期的に持続させることを目指す。

こうした方向性を踏まえ、各種経営主体の活力の喚起、要素の市場化配置に関する体制・メカニズム整備の加速、マクロ経済ガバナンスの実効性の向上が重点政策として掲げられている（図表16）。

図表16 経済体制における主要政策措置

項目	概要
① 各種経営主体の活力の喚起	公有制経済を発展させると同時に、非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導し、各種所有制経済の相互補完と共同発展を促進。 国有資本・企業改革を深化させ、国有経済の配置の最適化と構造調整を進めることで、国有企业の核心機能と競争力を強化。 民営経済促進法を実施し、生産要素の平等利用や市場競争への公平な参加、合法的権益の保護を制度的に保障し、民営経済を発展・拡大。
② 要素の市場化配置に関する体制・メカニズム整備の加速	都市・農村一体の建設用地市場、機能の整備された資本市場、円滑な労働市場、実用化・産業化に資する技術市場を整備。 既存資源・資産の有効活用を重視し、資産負債構造の最適化やM&A、破産制度の整備を通じて、資源配分の効率性を向上。
③ マクロ経済ガバナンスの実効性の向上	国家発展計画の戦略的指針としての役割を強化し、財政・金融政策の連携を軸に、内需主導・消費牽引・内生的成長を基盤とする発展モデルの形成を促進。 積極的な財政政策を維持しつつ、財政の持続可能性と政府債務管理の長期的メカニズムの構築を強化。 科学的かつ健全な金融政策とマクロブルーデンス管理を整備し、金融監督管理を全面的に強化することで、システムリスクの防止と金融の安定運営を確保。

出所) 図表11に同じ

⑤对外開放

建議は、開放と協力、互恵・双赢の理念を堅持することを、中国式現代化を推進する上で必然的要請としている。こうした認識の下、制度型開放を着実に進め、多角的貿易体制の維持・強化を図るとともに、国際循環の拡大を通じて改革と発展を促進し、各国と発展の機会を共有する姿勢を明確にしている。

主要な施策として、自主的開放の積極的な拡大、貿易の革新的発展の推進、双方向の投資協力の拡大、質の高い「一带一路」共同建設に取り組む方針が示されている(図表17)。

図表17 対外開放における主要政策措置

項目	概要
① 自主的開放の積極的な拡大	高水準の国際経済・貿易ルールとの整合性を高め、サービス業を重点に市場参入と開放分野を拡大。 地域・二国間の貿易投資協定の締結を加速し、高水準の自由貿易協定(FTA)ネットワークを拡充。 人民元の国際化を推進し、資本取引の開放水準を向上させるとともに、人民元のクロスボーダー決済システムを整備。
② 貿易の革新的発展の推進	対外貿易の質と効率の向上を促進し、貿易強国の建設を加速。 貨物貿易では中間財貿易やグリーン貿易を拡大し、サービス貿易では輸出を拡大するとともに、越境サービス貿易のネガティブリスト管理制度の整備を推進するほか、デジタル貿易では、跨境电商(EC電子商取引)など新業態・新モデルの発展を支援。 輸出管理や安全審査体制を整備。
③ 双方向の投資協力の拡大	外資参入ネガティブリストを縮小するとともに外資の国内再投資を促進。 内国民待遇の実施やデータの円滑かつ安全な越境流通を通じて透明で予見可能な制度環境を整備。 効果的な对外投資管理を実施し、産業チェーン・サプライチェーンの合理的かつ秩序ある越境配位を誘導。
④ 質の高い「一带一路」共同建設	協力国との戦略的連携を強化し、象徴的プロジェクトと「小規模でも美しい」民生プロジェクトの建設を一体化して推進。 貿易、投資、産業、人文における実務協力を深化させ、グリーン発展、AI、デジタル経済、医療・保健、観光、農業などの分野で新たな協力を拡大。 多元的で持続可能かつリスク制御可能な投融資体制を整備するとともに、海外における権益保護を強化。

出所) 図表11に同じ

4) 今後の政策運営と留意点

第15次5カ年計画は、第14次5カ年計画の基本路線を継承しつつ、既存の政策方針を前提に、重点分野や実施手段をより明確化した政策枠組みとして位置づけられる。他方で、建議では、習近平国家主席が提唱する「総体国家安全観」の下、安全保障政策の運用枠組みである「平安中国」をより高い水準で構築する方針が打ち出された点にも留意が必要である。経済・産業政策における発展の事実上の前提条件として、安全保障がこれまで以上に重視される構図が明確になったためである。

もとより、建議はあくまで基本方針や定性目標を示す文書であり、今後は具体的な定量目標や主要プロジェクトを盛り込んだ正式な計画が策定される。その上で、2026年3月5日から開催される全国人民代表大会(全人代、国会に相当)での審議を経て採択され、本格的に始動する見通しである。

4. 中央経済工作会议を踏まえた2026年の経済政策

最後に、2025年12月に開催された中央経済工作会议の内容を参考しつつ、2026年の経済政策を展望する。

1) 2026年の経済運営の枠組み

中国共産党は2025年12月10~11日、北京で中央経済工作会议を開催し、2026年の経済政策に関する基本方針を決定した。今回の会議からは、中国経済が短期的な景気回復を追求する段階を越え、中長期的な構造調整を前提とした経済運営の枠組みへと移行しつつあることが読み取れる。

閉幕日に公表されたコミュニケでは、中国をめぐる経済情勢について、「長年に渡って累積してきた問題に加え、新たに顕在化した課題も依然として多く、外部環境の変化による影響が深刻化している」との厳しい認識が示された。国内に目を向けると、供給の強さと需要の弱さとの間の矛盾が一段と顕著となり、重点分野におけるリスクも少なくないと判断が共有されている^[16]。

こうした情勢認識を踏まえ、会議は①経済潜在力の喚起、②政策支援と改革・イノベーションの両立、③規制緩和と秩序維持の適切なバランス、④物的投資と人的投資の融合、⑤内部の強化を通じた課題対応の5点を今後の経済運営における必須事項と位置づけた。

2) 2026年の経済政策の方向性

会議では、2026年の経済運営に関し、安定を重視しつつ前進を図り、質と効率の向上を堅持する方向性が示された。その上で、既存政策と新規政策の相乗効果を發揮させるとともに、逆周期(カウンターシクリカル)調整と跨周期(クロスシクリカル)調整を強化^[17]、マクロ経済ガバナンスの実効性を高める方針が確認された。

中国は2025年、マクロ経済政策において「より積極的な財政政策」を初めて打ち出した。また、リーマン・ショック後に大規模な経済対策が講じられた2009~2010年以来、14年ぶりに金融政策のスタン

スを「稳健(中立的)な金融政策」から「適度に緩和的な金融政策」へと転換した。こうした経済運営の枠組みは、2026年においても引き続き維持されることとなった。

より積極的な財政政策では、必要な財政赤字、政府債務の総規模、歳出総量を維持しつつ、財政の科学的管理を強化し、歳出構造を最適化とともに、税制優遇や財政補助政策の規範化を図る。併せて、地方財政の厳しい状況への対応を重視し、基層レベルにおける「三保」(基本民生、給与、行政運営経費)のボトムラインを確実に守る。加えて、財政・経済規律を厳格に遵守し、党・政府機関における緊縮運営を堅持する姿勢が示された。

また、適度に緩和的な金融政策では、経済の安定成長の促進と物価の合理的な回復を金融政策の重要な考慮事項とし、預金準備率や金利の引き下げなど、多様な政策手段を柔軟かつ効果的に活用することで、十分な流動性を維持する。同時に、金融政策の伝達メカニズムを円滑化し、金融機関が内需拡大、科学技術革新、中小・零細企業などの重点分野への支援を強化するよう促す。この他、人民元為替レートについては、合理的かつ均衡の取れた水準での基本的な安定を維持する方針が打ち出された。

さらに、マクロ政策全体の方向性の一致性と実効性を強化するため、各種の経済政策および非経済政策、既存政策と新規政策をマクロ政策の整合性に関する評価に組み入れるとした。その上で、期待管理メカニズムを整備し、社会全体の自信を高めることも強調された。

3) 2026年の経済運営における重点任務と注目点

会議では、①内需主導、②イノベーション、③改革深化、④对外開放、⑤協調的発展、⑥グリーントランクスフォーメーション(GX)、⑦民生優先、⑧リスク解消の8分野が重点任務として掲げられた(図表18)。

図表18 2026年の経済運営における重点任務

項目	概要
① 内需主導を堅持し、強大な国内市場を建設	消費振興特別行動を実施し、都市・農村住民の所得増加計画を策定・実施。「両新（設備更新と消費財買い替え）」政策の実施を最適化。消費分野における不合理な制限措置を整理・撤廃し、サービス消費の潜在力を喚起。「両重」（国家の重大戦略実施と重点分野の安全能力構築）プロジェクトの実施を最適化。
② イノベーション駆動を堅持し、強大な新たな成長原動力の育成・拡大を加速	教育・科学技術・人材発展の一貫的推進計画を策定。北京（京津冀）、上海（長江デルタ）、広東・香港・マカオ大湾区に国際科学技術イノベーションセンターを建設。企業のイノベーション主体としての地位を強化し、新興分野における知的財産権保護制度を整備。「AIプラス」行動を深化・拡大するとともに、AIガバナンスを整備。
③ 改革の難関攻略を堅持し、質の高い発展の原動力と活力を強化	全国統一大市場建設条例を制定し、「内巣」競争を是正。国有資本・国有企業改革のさらなる深化計画を策定・実施するとともに、民営経済促進法の関連法規・政策を整備。プラットフォーム企業とプラットフォーム内の経営者・労働者の「ウイン・ウイン」発展を推進。中小金融機関の規模縮小と質向上を推進するとともに、資本市場の投融資総合改革を継続的に深化。
④ 対外開放を堅持し、多くの分野で協力・ワイン・ウインを推進	制度型開放を着実に推進し、サービス分野の自主的開放を拡大。貿易と投資および国内取引と対外貿易の一体的発展を推進し、サービス・デジタル・グリーン貿易を積極的に発展。外商投資促進の体制・メカニズム改革を深化させ、「一带一路」共同建設の質の高い発展を推進するとともに、より多くの地域間・国際間の貿易・投資協定の締結を推進。
⑤ 協調的発展を堅持し、都市と農村の融合および地域間連携を促進	都市化建設と農村の全面的振興を統合的に推進し、県域経済の質の高い発展を促進。耕地のレッドラインを厳守し、食糧生産を推進。貧困脱却の成果を拡大し、大規模な貧困再発・貧困化を発生させないというボトムラインを固守。重点都市群の協調・連携を強化し、行政区域を越えた協力を深化。
⑥ ダブルカーボン目標を堅持し、全面的なグリーン・トランス・フォーメーション(GX)を推進	重点業種の省エネ・脱炭素化改造を推進するとともに、エネルギー強国建設計画要綱の策定を通じて新型エネルギー体系の構築を加速し、グリーン電力の活用を拡大するほか、全国炭素排出権取引市場の建設を強化。固体廃棄物総合対策行動を実施し、新たな汚染物質対策を強化。
⑦ 民生優先を堅持し、実際に役立つ事柄をより多く実行	雇用安定・拡大・質向上行動を実施し、重点層の雇用を安定させ、柔軟な就業形態や新たな就業形態の労働者の社会保険加入を奨励・支援。教育資源配置の構造調整を推進し、普通高校の定員供給と優良大学の学部生募集を拡大。リハビリ・介護の拡充・質向上プロジェクトを実施し、長期介護保険制度を推進するとともに、積極的な結婚・出産観を提唱し、新生児の人口規模を安定。安全生産、防災・減災・災害支援、食品・医薬品の安全対策を着実に推進。
⑧ ボトムラインを堅持し、重点分野のリスクを積極的かつ着実に解消	不動産市場の安定を重視し、増加の抑制、在庫の削減、供給の最適化を進め、既存分譲住宅の買い取りによる保障性住宅への活用を奨励。地方政府の債務リスクを積極的かつ秩序立てて解消し、違法な隠れ債務の増加を厳格に禁止。債務再編手法を最適化し、地方政府融資平台（投資会社）の経営・債務リスクを解消。

注) ダブルカーボン目標とは2030年までの炭素排出ピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルを指す
出所) 新華社「中央経済工作会议を北京で開催、習近平主席が重要演説」(2025年12月11日)を基に作成

会議内容を前年と比較すると、中国経済が直面する状況をより率直に捉えた上で、経済運営の重心を景気回復から構造調整へ移した点が大きな特徴として挙げられる。外部環境に関しては、米中対立や貿易摩擦を一時的な要因ではなく長期化する制約として位置づけ、国内の経済運営と「国際経済・貿易闘争」を一体化して捉える姿勢が明確に示された^[18]。これは、外部環境の好転を前提とせず、内側から経済の安定性を高める戦略へと軸足を移しつつあることを示唆する。外需への過度な依存が現実的でなくなる中、内需を成長の中核に据える政策運営の重要性が一段と意識されるようになり、内需主導を堅持し、強大な国内市場を建設することが最優先の重点任務として掲げられた。

また、国内環境としては、不動産不況と地方政府債務が短期間に解決可能な循環的問題ではなく、中長期的な調整を要する構造問題であるとの認識が定着しつつある。会議では不動産市場について、量的拡大による成長回復を前提とせず、増加の抑制や在庫の削減を進めつつ、供給の最適化を図る方針が謳われた^[19]。地方政府債務についても、隠れ債務の増加を厳格に禁止した上で、秩序立てて解消を進める方向性が確認された。

さらに、外需や不動産といった従来の成長分野が制約に直面する中、人口減少という構造的要因も重なり^[20]、中国経済を支えてきた成長原動力の弱体化は一段と明確になっている。こうした状況を踏まえ、会議が次の成長を担う柱として据えたのが、新質生産力を軸とする科学技術革新と産業革新の融合である。ただし、会議では「ボトムラインを守る」との考え方方が繰り返し強調され、安全保障を前提に発展を進めるべきだとする姿勢も改めて示された。

今回の中央経済工作会议が2026年を「持続可能な成長モデルへの転換年」と位置づけたことで、成長率を主要指標として中国経済を評価することは次第に難しくなる可能性が高い。今後は、全人代で採択予定の第15次5カ年計画の内容も踏まえつつ、

時間軸とリスク管理を重視した視点から中国経済を捉える必要がある。

なお、ここでいう時間軸とは、短期の景気循環ではなく、中長期の構造調整を前提に経済を評価するという視点である。従来、多くの中国分析は成長率、景気刺激策、財政・金融政策といった短期的な景気変動に焦点を当ててきた。しかし、会議が明確に前提としたのは、第15次5カ年計画の下での政策持続性を念頭に、不動産調整や地方債務処理の長期化、人口減少の進行、安全保障制約下での科学技術の自立自強や産業再編を織り込む中長期の時間軸である。

また、会議を踏まえた経済の下振れリスクとしては、不動産（価格下落や在庫調整の長期化、地方財政・金融への波及）、地方政府債務（隠れ債務の顕在化、財政余力の制約）、対外リスク（米中摩擦の常態化、輸出・投資規制、サプライチェーン分断）、制度・政策リスク（規制変更の不透明性、安全優先による市場介入）などが挙げられる。

結びに代えて

中国では2026年から第15次5カ年計画が始動する。同計画は、2035年までの長期目標である「社

会主義現代化の基本的実現」や、その象徴とされる「一人当たりGDPの中等先進国レベルへの到達」に向けた政策運営の方向性を定める中核的な枠組みである。したがって、第15次5カ年計画において、いかなる目標が設定され、どのような政策手段が選択されるのかは、中国経済の将来像を占う上で極めて重要な意味を持つ。

もっとも、同計画期における中国経済は、短期的な景気循環よりも、不動産調整、人口減少、安全保障制約といった構造的要因の影響を強く受ける局面にある。2026年以降の中国経済を展望するにあたっては、単年度の成長率や景気刺激策にとらわれるのではなく、政策の持続性や構造変化の方向性を見極める視点が不可欠となろう。

こうした点は、日本企業の対中戦略を考える上で最も重要である。第15次5カ年計画は、中国政府の中長期的な政策意図を具体化するものであり、中国経済の構造転換や事業環境の変化を読み解く有力な手がかりとなる。今後は、政策運営が企業活動に及ぼす影響を冷静に見極めつつ、中長期の時間軸を意識した戦略構築が一層求められるだろう。

(2026年1月20日記)

- 【1】 新華社「習近平国家主席、2026年の新年祝辞を発表」2025年12月31日 (<http://www.news.cn/politics/leaders/20251231/00c3feccf5424d3c90bccbb1519f47ae/c.html>)
- 【2】 国家統計局「2025年の経済発展は新たな方向と質の高度化へ進み、所期目標は円満に達成」2026年1月19日 (https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202601/t20260119_1962330.html)
- 【3】 新華社「中国共産党中央委員会および国务院『党と政府機関の節約励行・浪費反対に関する条例』を発行」2025年5月18日 (<http://www.xinhuanet.com/20250518/0a4a4461538e4e42ae59af2760cd3fad/c.html>)
- 【4】 国務院「『大規模設備更新と消費財買い替え推進行動計画』に関する通知」2024年3月13日 (https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6939232.htm)
- 【5】 国家発展改革委員会、財政部「2025年の大規模設備更新と消費財買い替えの推進への支援強化に関する通知」2025年1月8日 (https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202501/t20250108_1395564.html)。家電製品の買い替えについては、従来の冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、家庭用コンロ、レンジフードの8種類に、電子レンジ、浄水器、食洗機、炊飯器の4種類が補助金の対象範囲に組み入れられた。
- 【6】 国務院新聞弁公室が2025年8月15日に開催した「2025年7月の国民経済運営状況に関する記者会見」における付録報道官の発言 (http://www.china.com.cn/zhibo/content_118020486.htm#fullText)。
- 【7】 新華社「習近平主席：民営経済の発展の見通しは広く、民営企業と民営企業家が活躍する好機が到来」2025年2月17日 (<https://www.news.cn/politics/leaders/20250217/8bccf23cac99480bbb1f4b23cb209824/c.html>)

コラム2

中国の第15次5カ年計画と 資本市場改革



関根 栄一

(株)野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表

1991年に日本輸出入銀行(現・国際協力銀行)入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

I. 第15次5カ年計画 (2026~2030年)案の公表

1. 2035年までの長期目標の基 礎固めを行う期間

2025年10月20日から23日の4日間、北京市で中國共産党による第20期中央委員会第4回全体会議(以下、第20期4中全会)が開催された。会議では、2026年から2030年までの5年間の経済運営方針としての第15次5カ年計画が審議され、10月28日に建議(以下、計画案)という形で公表された^[1]。計画案は、2026年3月に開催される全国人民代表大会(国会に相当)で最終決定されることとなるが、修正は技術的なものに留まり、方向性そのものは原案通り承認される見通しである。

方向性に関して、第14次5カ年計画(2021~2025年)を2020年10月に策定した際に掲げた2035年までに1人当たりGDPを中等先進国の水準にするという目標は踏襲されている。このため、計画案の対象となる2026~2030年は、この長期目標の実現に向け、基礎固めをする重要な期間とも位置付けられている。

2. 計画案と資本市場との関係

計画案は、合計15章と61項目から構成されている。最初の総論の計2章を除き、第3章から第14章で、産業振興、科学技術革新、国内市場、経済体制、

対外開放、農村振興、地域発展、文化建設、民生保障、グリーン発展、安全発展、国防建設という12の重点分野での方針を示している。また、最後の第15章の全党・全国各民族人民の団結の箇所では、国際金融センターとしての香港と中国本土との協力関係が言及されている。

計画案のうち、資本市場との関係を見ると、「株式・債券等の直接金融を積極的に発展させる」との方針を明記している。第14次5カ年計画での「直接金融の比率を拡大する」との方針に比べると、直接金融の規模そのものをより拡大しようとする姿勢が見て取れる。

また、計画案の策定に先立ち、既に以下の動きが始まっている。第1に、2024年後半より、中国本土の科学技術(テック)系企業の香港上場に関する当局審査がスピードアップしている。香港での引受業務には、グローバルな投資銀行も参画している。第2に、中国本土の新興市場では、2025年後半より、赤字であっても、成長性がある重点産業のテック系企業の上場を特別に認める仕組みが始まっている。中国本土の証券会社も引受業務に加え、上場予備軍への助言業務を始めている。

本稿では、計画案のうち、重点12分野に香港政策を加えた計13分野の中から、重点産業の振興の面で、当局が直接金融の柱となる資本市場の機能をどのように活用することを意図しているかを中心に取り上げていく。

- 【8】 新華社「中華人民共和国民営經濟促進法」2025年4月30日
(<https://www.xinhuanet.com/20250430/808a3bb59a914e66b8fd904875b3735a/c.html>)
- 【9】 稅関総署「主要国・地域別米ドル建て輸出入総額表(2025年12月)」2026年1月14日
(http://www.customs.gov.cn/customs/2026-01/14/article_2026012219110065531.html)
- 【10】 国家統計局「2025年12月の消費者物価指数は前年同月比0.8%上昇」2026年1月9日
(https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202601/t20260109_1962273.html)
- 【11】 国家統計局「2025年12月の生産者物価指数、前年同月比の下落幅が縮小、前月比の上昇幅が拡大」2026年1月9日
(https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202601/t20260109_1962272.html)
- 【12】 世界銀行「世界経済見通し」2026年1月13日 (<https://www.worldbank.org/en/publication/global-economic-prospects>)
- 【13】 新華社「ハイレベルフォーラム2025:質の高い発展の確実性で世界経済の発展に『安定のアンカー』を提供—韓文秀氏が語る中国经济の展望と世界への貢献」2025年3月23日
(<https://www.news.cn/fortune/20250323/093e12386f5d48e19088af50084907de/c.html>)
- 【14】 新華社「中華人民共和国不正競争防止法」2025年6月27日
(<https://www.xinhuanet.com/legal/20250627/4b6ec78bc9be4ea9a2968a9d34abd724/c.html>)
- 【15】 新華社「国民経済・社会発展第15次5カ年計画の策定に関する中国共産党中央委員会の建議」2025年10月28日
(<http://www.news.cn/politics/20251028/08920d9f557c432e99459f8f468504db/c.html>)
- 【16】 新華社「中央経済工作会议を北京で開催、習近平主席が重要演説」2025年12月11日
(<https://www.news.cn/politics/leaders/20251211/a583f835702d4dc2b8990ddee4644e92/c.html>)
- 【17】 カウンターシクリカルは景気変動による落ち込みを小さくする政策、クロスシクリカルは周期的な景気変動を跨いだ長期の成長に焦点を当てた政策を指す。
- 【18】 中国共産党は2025年4月25日に開催した中央政治局会議において、国内経済運営と「国際経済・貿易闘争」を統合的に推進していく方針を打ち出し、国際経済・貿易競争を戦略的な「闘争」として捉える姿勢を示した(新華社「中国共産党中央政治局会議を開催、当面の経済情勢および経済運営について分析・研究。習近平中国共産党中央委員会総書記が会議を主宰」2025年4月25日 (<https://www.news.cn/20250425/d94557f69af84e908fa9ee2e2af444ec/c.html>))。
- 【19】 新華社は2025年12月25日、「増加の抑制、在庫の削減、供給の最適化—2026年の中国不動産市場における供給サイドの3大重点」と題する記事を配信した (<https://www.news.cn/fortune/20251225/2a793445e02645379c13754b1c0a38c0/c.html>)。記事の中で専門家は、現在の中国不動産市場について、需給関係がすでに重大な転換点を迎えており、新規供給の増加を抑制する政策要請が一段と切迫しているとの認識を示している。また、不動産市場における主要な矛盾は、既存住宅在庫の滞留と有効な住宅需要との間に生じているミスマッチにあると指摘している。その上で、供給構造の最適化と住宅品質の向上を進めることで、様々な層の多様化する住宅需要をより的確に満たしていくことが、長期的な市場安定を実現する上で重要な方向性と位置づけている。
- 【20】 国家統計局の2026年1月19日の発表によれば、2025年末の総人口は前年比339万人減の14億489万人となり、4年連続の減少となった。また、2025年の出生数は前年比162万人減の792万人に落ち込み、初めて800万人を下回るとともに、1949年の建国以降で過去最少を更新した。

II. 株式市場の「包摶性」向上を通じた産業振興

1. 向こう5年間の重点産業分野を具体的に列挙

1) 伝統産業・新興産業・未来産業に分類して個別業界を指定

計画案では、上記の重点12分野の1番目で産業振興を取り上げ、「現代的産業体系を構築し、実体経済の基盤を強化・拡大する」との方針を明記している(図表1)。背景としては、(1)中国経済が現在、国際的には保護主義の台頭、国内では有効需要の不足という課題を抱えている、(2)これらの課題の解決のためには、向こう5年間で経済発展の質を高め、実際に成果を出していくことを最優先に位置付けている、ことが挙げられる。

1番目で取り上げられた産業振興においては、3つの産業分野を指定していることが特徴である。1つ目に「伝統産業」を指定し、その最適化・高度化を進めるとしている。具体的には、鉱業・冶金・化学工業・軽工業・紡績・機械・船舶・建築等を列挙し、これら伝統産業の国際分業における地位・競争力を向上させるとしている。中国に限らないが、一国の経済が発展する中で、産業の中心が、農業などの第1次産業から、製造業などの第2次産業へ、次いでサービス業などの第3次産業に移っていく「ペティ・クラークの法則」が確認されている。一方、人件費の上昇や他国のキャッチアップによる競争力の喪失によって、一度、国内で工場を閉鎖したり、海外に工場を移転したりした製造業の基盤を後から国内で取り戻すことは難しい。現在進行中の貿易摩擦で、サプライチェーンを海外に過度に依存しないよう、先進国を中心に製造業の基盤を再整備しようとしているが、その成否は必ずしも定かではない。計画案は、かかる他の経験や教訓をくみ取り、伝統産業の重要性を確認したものと思われる。

2つ目に「戦略的新興産業」を指定し、新たな基幹産業として、研究開発から製品化までの全サイクルを視野に育成していくとしている。具体的には、

新エネルギー・新素材・航空宇宙・低空経済(ドローンなど)などの産業クラスターを発展させるとしている。なお、第14次5カ年計画で戦略的新興産業に指定されていた新エネルギー自動車は、第15次5カ年計画からは指定業種より外されており、補助金や購入時の税制優遇など、今後、同業界に対する政府の支援や関与が徐々に薄れていく可能性がある。

3つ目に「未来産業」を指定し、育成していくとしている。具体的には、量子技術・バイオ製造・水素エネルギー・核融合エネルギー・ブレインマシンインターフェース(BMI)、脳と機械を接続し脳の思考から機械を操作)・エンボディッド人工知能(AI)・第6世代移動通信(6G)といった新たな成長分野を育成するとしている。これらのうち、エンボディッドAIでは、AIを搭載した人型ロボットがよく知られている。いずれの分野も、応用シーンの開発から商用化まで視野に入れられている。

2) 自前の科学技術の育成を推進

重点12分野の2番目では、ハイレベルの科学技術の「自立自強」を加速し、「新質生産力」の発展をリードするとしている。自立自強とは、自前の科学技術の育成を指す。また、新質生産力(新しい質の生産力)とは、イノベーション駆動による新技術、高効率、高品質という特徴を備えた先進的な生産力を指す。

前者の自前で育成する科学技術としては、集積回路・工作機械・先端機器・ベーシックソフトウェア・先進的材料・バイオ製造等が列挙され、(官民一体を意味する)新たな挙国体制の下、特例措置を講ずるとしている。後者の新質生産力の発展に関しては、イノベーション・産業・資金・人材を結び付けたエコシステムを構築し、AIの開発に加え応用シーンの開発を進めていくとしている。

図表1 第15次5カ年計画(2026~2030年)の資本市場に関する内容

章	項目	主な内容	(参考) 各項目が実施される過程で発生しうる証券ビジネス
3	現代的産業体系の構築と実体経済の基盤を強化・拡大		
(7)	伝統産業の最適化・高度化	鉱業・冶金・化学工業・軽工業・紡績・機械・船舶・建築などの産業の国際分業における地位・競争力を向上させる。	M&A・増資
(8)	新興産業の発展	新エネルギー・新素材・航空宇宙・低空経済など戦略的新興産業クラスターを発展させる。	VC・PE投資、新規株式公開(IPO)・増資、M&A
	未来産業の育成	量子技術・バイオ製造・水素エネルギー・核融合エネルギー・ブレインマシンインターフェース(BMI)・エンボディッド人工知能(AI)・第6世代移動通信(6G)など新たな成長分野を育成する。ベンチャー投資を発展させ、未来産業の投資拡大・リスク分担の仕組みを整備する。ユニコーン企業を育成する。	
4	ハイレベルの科学技術の自立自強を加速し、「新質生産力」の発展をリード		
(11)	独創的イノベーションと基幹核心技術の研究開発を強化	集積回路・工作機械・先端機器・ベーシックソフトウェア・先進的材料・バイオ製造等の重点分野の基幹核心技術の開発を推進する。	VC・PE投資
(12)	科学技術イノベーションと産業イノベーションの高度な融合を推進	科学技術イノベーションの主体としての企業の地位を強化し、イノベーションチェーン・産業チェーン・資金チェーン・人材チェーンの高度な融合を促進する。	IPO・増資、M&A
(14)	「デジタル中国」の建設を推進	「AI+」行動を全面的に実施し、AIと産業発展、文化建設、民生保障、ソーシャル・ガバナンスとの結合を強化し、AIの産業応用において上位を占め、全方位的に各業界を後押しする。	VC・PE投資、IPO・増資、M&A
5	強大な国内市場を整備し、新たな発展の形の構築を加速させる		
(16)	投資を有效地に拡大	民間企業が重要プロジェクト建設に参加するための長期的かつ効果的な仕組みを整備し、政府投資基金の「呼び水」としての役割を發揮させ、民間投資の割合を引き上げ、市場主導の投資拡大の原動力を強める。	官民連携(PPP)
6	ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築を加速し、質の高い発展の原動力を強化する		
(18)	各種経営主体の活力を十分に引き出す	国有資本・国有企業改革を深化させ、国有経済の配置の最適化と構造調整を推進し、国有企業のコア機能を強化し競争力を高める。	M&A・増資
		民間経済促進法を施行し、法律と制度に基づく生産要素の平等使用、市場競争への平等参加、合法的な権利・利益の保護を確保し、民間経済を発展・成長させる。	官民連携(PPP)
(19)	要素市場化配分の体制・仕組みの整備を加速	機能が整った資本市場を構築し整備する。	証券引受全般、機関投資家向けサービス
(20)	マクロ経済ガバナンスの効果を向上	適切に中央の権限を強化し、中央財政支出の歳出に占める割合を引き上げる。地方の自主財源を増やす。政府債務管理の長期的かつ効果的な仕組みの確立を加速させる。科学技術金融、グリーン金融、包摶金融、養老金融、デジタル金融を大いに発展させる。資本市場制度の包摶性・適応性を向上させ、投資と融資(資金調達)が調和した資本市場の機能を整える。株式・債券等の直接金融を積極的に発展させる。先物・デリバティブ及び資産証券化を着実に発展させる。デジタル人民元を着実に発展させる。上海国際金融センターの整備を加速する。金融管理監督を全面的に強化し、管理監督における中央と地方の連携を強化し、リスク対応の資源と手段を多様化させ、リスク防止・解消システムを構築し、金融の健全な運営を確保する。	国債・地方債引受け及びトレーディング、新興企業上場、グリーンファイナンス、年金基金運用、フィンテック
			フィンテック、対外決済への活用、クロスボーダー証券取引の拡大、ストックコネクト・ボンドコネクトの制度設計最適化、人民元為替取引(ヘッジを含む、以下同様)
			金融機関のバランスシート調整に関する資産証券化・M&A
7	ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築を加速し、質の高い発展の原動力を強化する		
(21)	自主的開放を積極的に拡大	自由貿易試験区(FTZ)の高度化戦略を実施し、ハイスタンダードな海南自由貿易港を建設する。人民元の国際化を推進し、資本収支項目の開放水準を高め、自主的・制御可能な人民元クロスボーダー決済システムを構築する。グローバル経済・金融ガバナンスの改革を推進する。	FTZでの金融取引の規制緩和、クロスボーダー証券取引の拡大、パンダ債・オフショア人民元債発行引受け及びトレーディング、人民元為替取引、上海協力機構(SCO)開発銀行の設立及び債券(外債を含む)発行
11	民生の保障・改善にいっそう注力し、全民の共同富裕を着実に推進する		
(41)	社会保障体系を整備	資本の繰り出しによって社会保障基金を充実させ、社会保障基金の長期的かつ効果的な調達、統一管理、保值增值、安全監督管理の仕組みを整える。	年金基金向け運用サービス
(41)	不動産業界の質の高い発展を推進	不動産業界の新しいビジネスモデルの構築を急ぎ、分譲住宅の開発、融資、販売などにかかる基本的制度を整える。	M&A、社債発行、ディストレス投資、資産証券化、不動産投資信託(REIT)
13	国家の安全システム及び能力の現代化を推進し、より高い水準の「平安中国」を構築する		
(50)	重点分野の国家安全保障能力の整備を強化	不動産業界、地方政府債務、中小金融機関等のリスクの秩序立った解消を一括して推進し、システムリスクの発生を厳重に防ぐ。	金融機関のバランスシート調整に関する資産証券化・M&A、ディストレス投資
15	全党・全国各民族人民を団結させ、第15次5カ年計画の達成に向けて奮闘する		
(58)	香港・澳門の長期的繁栄と安定を促進	香港の国際金融センター等としての地位をうち固めて向上させ、香港による国際科学技術イノベーションセンターの整備を支援する。	グレーターベイエリア越境理財コネクトの対象拡大、香港での中国概念株上場、点心債発行
(60)	人類運命共同体の構築を推進	グローバルサウスの結束・自立強化をサポートし、海外支援を強化し、より多くの国際公共財を提供する。	アジアインフラ投資銀行(AIIB)・新開発銀行(NDB)の債券(外債を含む)発行

注) グリーン金融分野を除いて列挙。

出所) 「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十一个五年规划」『新華社』2025年10月28日より野村資本市場研究所作成

2. 産業振興に向け計画案が想定している資本市場の役割

1) 2つのキーワードを強調

産業振興に向けたエコシステムの一環として、計画案は、金融仲介機能に関し、重点12分野の4番目の経済体制の整備の中で、①資本市場制度の包摂性・適応性を向上させ、投資と融資（資金調達）が調和した資本市場の機能を整える、②株式・債券等の直接金融を積極的に発展させる、との方針を明記している。

まず、この「包摂性」や「適応性」というキーワードは、第14次5カ年計画で、「高度な適応性、競争力、包摂性を備えた現代的な金融システムを整備する」という金融が実体経済を有効に支えるようにするという目標の中で登場している。次に、資本市場の文脈では、2024年4月12日に国務院（内閣）が承認した「資本市場の管理監督強化、リスク予防及び質の高い発展促進に関する若干の意見」（2024年版9条意見）の中で登場している。2024年版9条意見では、2035年までの目標として、「高度な適応性、競争力、包摂性を有する資本市場を基本的に完成する」としている。また、「包摂性」は、2025年下半期の経済政策を討議する党中央政治局会議（2025年7月30日）においても、「国内資本市場の吸引力と包摂性を高め、資本市場の安定化・好転に向けた傾向を着実なものにする」として登場している。しかしながら、2つのキーワードともに、必ずしも明確に定義付けがなされているわけではない。

2) 株式発行市場にとっての「包摂性」と「適応性」の意味

2つのキーワードのうち、第20期4中全会の後に公表された中国証券監督管理委員会（証監会）・呉清主席の「資本市場制度の包摂性と適応性を高める」と題した第15次5カ年計画に関する解説^[2]では、産業振興を担うテック系企業への支援が必要な背景として、研究開発向け投資金額が大きく、経営の不確実性が高く、利益が創出されるようになるまでの時間が長くなり得るため、と説明している。このため、株式発行市場にとっての「包摂性」の意

味は、伝統産業だけでなく、新産業を担い、また新業態で新技術を有する新興企業にも広く上場の機会を設け、資金調達を支援することを指すものと解釈できよう。次に、株式発行市場にとっての「適応性」とは、経済の発展段階と市場環境の変化に応じ、株式発行制度の最適化や上場ペースの管理を行うことを指すものと考えられよう。

「包摂性」の事例としては、2019年7月に始まった上海証券取引所での新興市場としての科学技術創業板（上海科創板）の創設が挙げられる^[3]。また、「適応性」の事例としては、上海科創板の創設に当たり、従来実施されていた政府（証監会）による株式発行審査制度に替える形で、証券取引所による審査と証監会への事後登録を組み合わせた株式発行登録制度を実験したことが挙げられる。上海科創板での株式発行登録制度の実験を経て、2023年2月からは全ての証券取引所の各ボードで同登録制度を導入した^[4]。

3) 第15次5カ年計画期間中の目玉としての科創板改革

計画案で言及された資本市場の「包摂性」の向上のうち、第20期4中全会開催前の2025年6月から、科創板改革として取り組みが発表されている。

証監会・呉清主席は2025年6月18日、上海で開催された陸家嘴フォーラム（年1回）で、科創板に「1+6」の改革措置を導入すると公表した。このうち、「1」とは、科創板の中に「成長セグメント」を設置し、経営赤字でも、技術面で大きなブレークスルーを有し、商業的にも将来性が大きく、研究開発投資を継続的に行っている優良なテック系企業が上場できる仕組みを設けるものである。また、「6」とは、科創板に、①赤字でも上場基準を満たす企業に対する適格投資家制度を試験的に導入すること、②優良なテック系企業を対象に新規株式公開（IPO）時の事前審査制度を試験的に導入すること、③赤字上場基準の適用範囲を拡大し、AI、商業用宇宙開発、低空経済（低高度の有人・無人機を活用した経済活動）など、より多くの先端科学技術分野の企業に上場ルートを拓くこと、④上場審査中の赤字経営の未上場テック系企業が、既存株主を対象とした第三者

割当増資などをを行うことを支援すること、⑤科創板上場企業の増資制度と戦略的投資家の認定基準を整備すること、⑥科創板上場企業向け投資商品とリスク管理ツールを拡充すること、の6つの措置を指す。計画案で指定された戦略的新興産業の発展や未来産業の育成と連動した取り組みと言える。

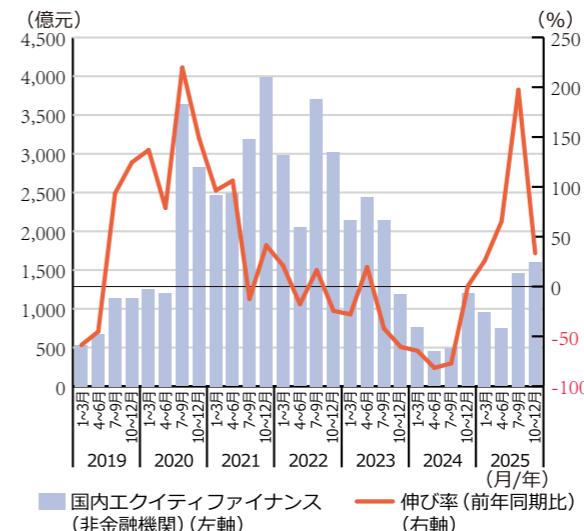
3. 上場ペースを加速へ

1) 計画案が出る2年前の中国本土でのエクイティファイナンスの状況

計画案と科創板改革を実行していく2030年までの向こう5年間を見通す上で、直近2年間のエクイティファイナンスがどのような状況であったかを確認しておく。

先ず、2023年の中国本土市場でのエクイティファイナンスの状況を見ると、同年後半、株価下落に対応し、証監会は株価維持政策（PKO）を発動し^[5]、発行審査・上場ペースの管理強化（鈍化）が行われた。同年後半の非金融機関の国内エクイティファイナンスを見ると、7~9月は2,148億元（前年同期比42.1%減）、10~12月は1,188億元（同60.6%減）となり、2023年通年では7,931億元で、前年比32.5%減となった（図表2）。

図表2 国内エクイティファイナンス（非金融機関）の動向（2019年以降）



注) 社会融資規模からの数値。
出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

次に、2024年に入ると、証監会は、2024年2月か

ら5月にかけて、ガバナンスなど上場申請会社の質を問題視し、証券取引所を通じて審査基準を厳格に適用し^[6]、投資家の市場への信認を高めようとした。この結果、上場審査を通過した承認案件も絞り込まれ、エクイティファイナンス金額も減少していった。また、2024年も、9月以降、結果的に2年連続でPKOが発動された^[7]。この間、非金融機関のエクイティファイナンス金額は、7~9月は491億元（同77.1%減）、10~12月は1,196億元（同0.7%増）となり、2024年通年は2,901億元で、前年比63.4%減と更に落ち込んだ。

2) 最初に香港上場の審査を加速

2023年後半から2024年前半にかけて行われた上場ペースの管理強化も、市場の変化に対応した「適応性」の事例と言えるが、2024年後半になると、証監会は、先行して海外上場に向けた審査手続きを加速し始めた。その背景には、2024年3月の全人代で政府の重要な政策として取り上げられた新質生産力の発展に向け、その担い手でもある民間主体の新興企業の資金調達を支援する必要が出てきたためと考えられる。

香港証券取引所の統計を見ると、中国企業の香港でのエクイティファイナンスは、2020年及び2021年の6,500億香港ドル台から、2022年は2,252億香港ドル（前年比66%減）、2023年は1,313億香港ドル（同42%減）にまで落ち込んだものの、2024年は1,727億香港ドル（同32%増）に回復し始めた。

2025年は5,724億香港ドルと、前年の3.3倍となつた^[8]。日本経済新聞等でも取り上げられ話題を呼んでいる中国企業の香港上場案件のうち（図表3）、2025年は、中国の車載電池最大手の寧徳時代新能源科技（CATL）の上場（5月20日）が特記できよう。CATLは、同年2月11日の申請から3ヶ月という短期間で上場が実現するとともに、上場に伴う公募増資などで356億香港ドルを調達し、香港でのIPOとしては、2021年に追加分を含め483億香港ドルを調達した快手科技（ショート動画大手）以来の規模となつた。CATLは、調達した資金の大半をハンガリーでの新工場の建設に充当する計画である。他にも、計画

図表3 第15次5カ年計画の産業振興に関する主要上場案件

時期	市場	社名	業界	調達金額	15-5 計画産業 (筆者分類)	特徴
3月10日	香港	赤峰吉隆黄金鉱業	鉱業	28億 香港ドル	伝統産業	民間金鉱大手、調達資金の4割を海外事業に
4月14日	香港	江蘇正力新能電池技術	電池	10億500万 香港ドル	新興産業	電気自動車（EV）向けリチウムイオン電池製造、小型機・ドローン向け電池も開発
4月15日	香港	映恩生物 (デュアリティバイオ)	バイオ医薬	16億4000万 香港ドル	未来産業	がんや自己免疫疾患の患者向けの次世代抗体薬物複合体（ADC）の開発
4月25日	深圳・創業板	蘇州衆捷汽車零部件	自動車	5億200万 人民元	伝統産業	自動車用熱管理システム部品の研究開発、生産、販売
5月7日	香港	博雷頓科技 (ブレトン・テクノロジー)	電動化建設機械	2億3,400万 香港ドル	未来産業	鉱山での運搬EVとAIロボットを融合
5月20日	香港	寧德時代新能源科技 (CATL)	車載搭載電池	356億5700万 香港ドル	新興産業	業界最大手、深圳に上場済、調達資金を欧州事業等に充当
7月8日	上海・科創板	北京屹唐半導体科技	半導体製造装置	24億9700万 人民元	基幹革新技術	半導体製造装置大手
7月9日	香港	藍思科技 (レンズ・テクノロジー)	電子機器向け ガラス	47億6800万 香港ドル	伝統産業	アップルのサプライヤーで、スマートフォン用ガラスカバーなどを製造
9月16日	香港	禾賽科技 (ヘサイ・テクノロジー)	自動運転	41億6,000万 香港ドル	伝統産業	自動運転車の「目」となる高精度センサーLiDARを製造、2023年2月に米ナスダックに上場済
9月25日	香港	奇瑞汽車	自動車	91億4,500万 香港ドル	伝統産業	エンジン車と新エネルギー車の両方を製造
9月30日	香港	紫金黄金国际	鉱業	250億 香港ドル	伝統産業	紫金鉱業集団の海外子会社、海外権益を保有
10月16日	香港	北京雲跡科技	ロボット	6億6,000万 ドル	未来産業	ホテル向けの自動配送ロボット等を開発
10月28日	上海・科創板 (成長ボード)	禾元生物科技	バイオ医薬	24億人民元	未来産業	植物由来の組み換えタンパク質発現関連技術の研究開発
10月28日	上海・科創板 (成長ボード)	西安奕斯偉材料科技	半導体	46億3583万 人民元	基幹革新技術	12インチ電子グレードシリコンウェーハ製品及びサービスプロバイダー
10月28日	上海・科創板 (成長ボード)	広州必貝特医薬	バイオ医薬	16億人民元	未来産業	腫瘍学や自己免疫疾患などの分野における革新的な医薬品開発
10月28日	香港	三一重工	建設機械	135億 香港ドル	伝統産業	民間大手、2003年に上海上場済
11月5日	香港	賽力斯集團 (セレス・グループ)	自動車	142億8340万 香港ドル	伝統産業	上海に上場済、通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）と共同運営
11月6日	香港	文遠知行 (ウィーライド)	自動運転 タクシー	23億9,000万 香港ドル	未来産業	2024年10月に米ナスダックに上場済
11月6日	香港	小馬智行 (ボニー・エーアイ)	自動運転 タクシー	77億 香港ドル	未来産業	2024年11月に米ナスダックに上場済
12月5日	上海・科創板	摩爾線程智能科技 (ムーア・スレッド)	半導体	80億人民元	基幹革新技術	「中国版NVIDIA」とも呼ばれる半導体画像処理装置（GPU）メーカー
12月17日	上海・科創板	沐曦集成電路 (METAX)	半導体	41億9700万 人民元	基幹革新技術	画像処理半導体（GPU）メーカー
2026年 以降	上海	長鑫存儲技術(CXMT)	半導体メモリー	n.a	基幹革新技術	半導体記憶装置（DRAM）の国産化を実現
	上海	宇樹科技(ユニツリー)	ロボット	n.a	未来産業	「杭州六小龍」の一つ

出所) 日本経済新聞及び取引所資料等より野村資本市場研究所作成

案で、戦略的新興産業や未来産業、基幹革新技術に分類されると思われる中国企業の香港上場が相次いで行われていることも特筆される^[9]。

3) 中国本土市場でのエクイティファイナンスは2025年から回復期に

香港市場に対し、中国本土市場の動向を見ると

（前掲図表2）、2025年1～3月のエクイティファイナンス金額は961億元（前年同期比26.0%増）となった。2025年4月上旬には、米国政府が発動した相互関税発動に伴い中国本土市場でも株価下落が発生し、中国政府は3年連続となるPKOを発動したものの、その後の市況の好転と相まって、4～6月のエクイティファイナンス金額は746億元（同65.4%増）、7～9月は1,460億元（同197.4%増）、10～12月は1,595億元（同33.4%増）と加速した。2025年通年は4,762億元と、前年比64.2%増となった。

この間、2025年6月に打ち出された前述の科創板改革に関しては、第20期4中全会後の2025年10月28日、新たな「成長セグメント」において、禾元生物科技（バイオ医薬、未来産業に分類可）、奕斯偉材料科技（半導体、基幹革新技術に分類可）、必貝特医薬（バイオ医薬、未来産業に分類可）の3社が初めて上場している。

III. 産業振興を支えるための投資環境づくり

1. 政府投资基金の活用

計画案では、資本市場の投資家サイドについて、前述の未来産業の育成の箇所では、「ベンチャー投資を発展させ、同産業への投資拡大・リスク分担の仕組みを整備する」との方針を明記している。この点に関連する箇所では、第1に、民間投資の促進策として、政府投资基金の民間投資の「呼び水」としての機能を発揮させる、との方針を明記している（前掲図表1）。第2に、社会保障体系の整備に関し、社会保障基金の長期的かつ効果的な価値増加の仕組みを整える、としている。

かかる方針を組み合わせたものとして、第20期4中全会の開催後には、公的年金である全国社会保障基金が、地方政府と組んで、共同ファンドを立ち上げる動きが出ている。まず、上海市の後背地で民間テック企業が集積する浙江省で、2025年10月27日、同省政府、全国社会保障基金、中国農業銀行が共同で「浙江社保科創基金」を立ち上げることが発

表された。名称の「科創」とは、科学技術創新（イノベーション）の略称である。初回募集分の組成規模は500億元とされる。

続いて、同じく上海市の後背地で製造業のサプライチェーンが集積する江蘇省で、2025年10月31日、同省政府、全国社会保障基金、中国工商銀行が共同で「江蘇社保科創基金」を立ち上げることが発表された。やはり初回募集分の組成規模は500億元とされる。江蘇省でも浙江省でも、公的年金が主導した地方系産業投資ファンドでは、過去最大級のことである。他に、江蘇省や浙江省と同じ華東地域にある上海市政府は2025年10月13日、「先端技術創新と未来産業育成の推進加速に関する若干の措置」を公表し、市政府として振興する未来産業を詳しく指定し、第15次5カ年計画期間、資金援助する方針を示している。

一方、中央サイドは、一律的な産業振興を地方に求めているわけではなく、あくまで「現地の実情に根差した」という条件を付けている。政府投资基金を活用しながら、地域の産業集積の強みを活かし、民間企業の力をうまく引き出していくかが、今後の地方における新たな産業振興の鍵となろう^[10]。中央レベルの支援策としては、2025年12月26日、国家発展改革委員会は「国家創業投资基金」（1兆元規模、存続期間20年）の設立を発表し、地方政府、国有企業、金融機関、民間資本など多方面の参画を奨励し、戦略的新興産業と未来産業への支援を強化していくとした。

2. 外国人投資家による投資制度の最適化

1) 海外からの株式・債券投資規制の緩和2

投資家サイドから見た資本市場の「包摂性」では、計画案自体に明記はされていないものの、機関投資家、個人投資家、そして外国人投資家を含む多様な投資家が参加する市場に変貌していくことを引き続き目指しているものと考えられる。

これらのうち、外国人投資家による投資制度の

最適化では、第20期4中全会後の2025年10月27日、証監会は「適格外国投資家制度の最適化作業案」を発表した。同案の主な内容としては、まず、適格外国投資家の資格審査及び口座開設手続きを一括・簡素化し、さらにソブリン系の適格外国投資家に対しては「優先審査制度」を導入して参入手続き期間を短縮する、とした。他には、外資系公募ファンドと中国国内公募ファンドと同様の取引ルールを適用すること、中国国内の金融機関が外国投資家向けの投資アドバイスを提供する際の規制を緩和すること、上場投資信託（ETF）オプション及びより多くの商品先物・オプションへの参加を段階的に認めること、といった実務面や商品取引の規制緩和が盛り込まれている^[11]。

他に、債券投資に関しては、第20期4中全会の前となる2025年9月26日、中國人民銀行、中国証監会と国家外為管理局が共同で、中国債券市場で債券の現物取引を実施している外国機関投資家による債券レポ取引を許可する公告を公表した。債券レポ取引に関しては、2015年に海外ソブリンや人民元クリアリング銀行等一部の外国機関投資家による銀行間債券市場でのレポ取引が認められ、2025年には中国本土・香港間の「ボンドコネクト」の下でのオフショアレポ取引が限定的に可能となっていた^[12]。

2) 香港与中国本土とのコネクティビティ強化策

香港与中国本土との株式や債券の相互投資制度の関係では、計画案では、第15章の全党・全国各民族人民の団結の箇所の中で触れている。具体的には、「香港の国際金融センター等としての地位をうち固めて向上させ、香港による国際科学技術イノベーションセンターの整備を支援する」としている。

この点に関し、2025年11月4日、証監会・李明副主席は、香港で開催された第4回国際金融リーダー投資サミットにて、クロスボーダー投融資の利便性を高めるために、中国企業の海外上場の届出管理制度の最適化に加え、①中国本土（上海・深圳）－香港ストックコネクト対象商品・銘柄を拡大していく、②香港市場での人民元建て店頭株式取引や不動産投資信託（REIT）をストックコネクトのサウスバ

ウンド（香港向け投資）に組み入れられるよう支援していく、③香港市場での中国国債先物導入やオフショア人民元建てリスク管理商品の多様化を進めていく、との方針を示している^[13]。

IV. 計画案が再指摘する課題と解消に向けた展望

1. 引き続き課題として指摘された3つのリスクの統一的処理

前述のようなクロスボーダー取引の規制緩和の条件として、国内の金融システムの安定性の維持やセーフティネットの整備がますます重要になってきていると言えよう。この点、計画案の第13章の国家の安全に関する箇所で、不動産業界、地方政府債務、中小金融機関に関わる3つのリスクを統一的に処理していく方針を確認している。この方針は、第20期4中全会の2年前に開催された2023年10月の中央金融工作会议に基づくものと同じであり、3つのリスクの統一的処理がまだ道半ばであることを示しているとも言える。

これらの個別のリスクのうち、地方政府債務については、第6章の経済改革の箇所で、「政府債務管理の長期的かつ効果的な仕組みの確立を加速させる」との方針を示している。地方政府債務リスクの解消は、第20期3中全会の改革プランでも確認されており、2024年11月8日、財政部は、2023年末時点の地方の隠れ債務残高が14兆3,000億元に達している中、そのうち12兆元を2028年までに法定債務への借換等によって一括して整理・解消する方針を発表し、既に着手している。また、地方政府を含む債務管理に関し、第20期4中全会開催後の2025年11月初に、財政部内に新たに「債務管理司」（司は「局」に相当）が設けられたことが確認されている

^[14]。債務管理司は、①総合処（処は「課」を意味し総務課に相当）、②中央債務処、③地方債務一処、④地方債務二処、⑤債務返済処、⑥観測管理処、の6つのセクションから構成され、今後、債務残高の上限設定、債務返済の管理、潜在的な債務のリスク監

視等を行っていくことになる。

また、不動産業界については、第11章の民生の保障・改善の中に位置付けて、「不動産業界の新しいビジネスモデルの構築を急ぎ、分譲住宅の開発、融資、販売などにかかわる基本的制度を整える」としている。

中小金融機関のリスクに関わる箇所については、第6章の経済改革の中で、「金融管理監督を全面的に強化し、管理監督における中央と地方の連携を強化し、リスク対応の資源と手段を多様化させ、リスク防止・解消システムを構築し、金融の健全な運営を確保する」としている。第20期4中全会前の報道^[15]によれば、中国の銀行数は、2025年6月末時点4,070行と、2024年末時点の4,295行より225行減少している。また、2022年から2024年の3年間で、中小金融機関の代表的存在である農村金融機関は累計で283行減少しており、そのうち2022年は27行、2023年は64行、2024年は192行の減少となっている。国家金融監督管理総局の統計によれば、2025年9月末時点の不良債権金額3兆5,225億元のうち、農村商業銀行は8,275億元と全体の23.5%を占めている。また、同時点の不良債権比率は、全体の1.52%に対し、農村商業銀行は2.82%と、他の種類の銀行よりも高い。1機関あたりの経営規模が小さくとも、数が多い農村の金融機関の経営状況が預金者の不信等を招かないよう、吸収合併を通じて再編を行い、業務規模を拡大し、経営基盤の強化を進めているものと見られる^[16]。

2. 課題解消に向けて海外の経験等の参考も有用

以上のリスクの言わば三位一体の処理が進んで

いけば、中国国内の金融仲介機能の改善にも寄与し、計画案が目指す直接金融の積極的な発展に向けた条件を整えていくことにも有益であろう。また、このような金融分野の負の遺産の処理や、直接金融の規模の拡大に当たっては、世界各国・地域の経験やノウハウが中国側（当局、金融機関）にも参照され、中国国内の市場でも実際に取り入れられていく際に、外資系金融機関としても貢献できる余地がある。実際、2025年12月8日、証監会・吳清主席は、北京で開催された中国証券業協会第8回会員総会でのスピーチで、外資系証券会社に対し、「親会社の専門性とグループの総力を最大限に発揮し、クロスボーダーでの経営資源の連携を推進するとともに、国際的かつ先進的な経験や手法を積極的に業務に取り入れ、中国資本市場の発展に向けた一層の参画・貢献を期待する」と述べている^[17]。そのためには、「外資系証券会社の（当局による）格付け評価や業務認可などで、監督手法の差別化を図り、各社の特色を活かした発展を促進する」とも述べ、外資系証券会社の中国での業務展開を支援する姿勢を示している。

他に、前述の通り、中国当局は、対内証券投資制度の最適化や中国本土－香港間のコネクティビティ強化策を講じようとしている。これらの制度の詳細が固まった段階で、外国人投資家向けに（英語を使用した）説明会を開催していくことも、海外からの対中投資を促進することに繋がろう。

今後、計画案の全体像とは別に、各省庁もそれぞれの担当分野で計画を策定していく予定である。「包摂性」と「適応性」をキーワードにした資本市場に関する計画策定とその内容についても、注視していく必要があるものと思われる。

[1] 「中共中央关于制定国民经济和社会发展第十一个五年规划」『新華社』2025年10月28日。

[2] 中国証券監督管理委員会「提高资本市场制度包容性、适应性——吳清主席在《<中共中央关于制定国民经济和社会发展第十一个五年规划的建议>辅导读本》上的署名文章」2025年10月31日。

[3] 関根栄一「上海での新興市場（科創板）の創設と今後の展望－イノベーション型企業の資金調達を支援－」『野村資本市場クォータリー』2019年秋号。

[4] 関根栄一「中国株式市場での発行登録制度改革の全面展開－政府による株式発行審査制度からの転換－」『野村資本市場クォータリー』2023年夏号。

- 【5】 関根栄一「中国株式市場における株価維持政策の動向—5年ぶりの市場介入の背景と評価ー」『野村資本市場クオータリー』2024年冬号。
- 【6】 「中国の証券取引所、上場申請の審査を再開へ」『ロイター』2025年5月13日。
- 【7】 関根栄一「投資家心理の改善を試みる中国の株式市場対策—中央銀行の介入及び企業価値管理策の導入ー」『野村資本市場クオータリー』2025年冬号。
- 【8】 2025年5月、香港証券取引所は、ハイテクなど特定企業が上場審査完了まで目論見書などの届出書類を非公開にできる「テクノロジー・エンタープライズ・チャネル (TECH)」と呼ばれるルールを開始し、エクイティファイナンスの活性化を図っている。
- 【9】 香港上場する中国企業には、既に中国本土でA株（人民元建て株式）を上場している企業も含まれる。H株を重複上場する背景として、現地メディアは、①香港上場を通じて国際的な資金・技術・人材を確保しようとしている点、②グローバルな株式市場である香港の上場基準を満たすことによってガバナンスに対する投資家からの信認を得て、自社ブランド製品の国際化を進めようとしている点、③戦略投資家を海外から呼び込むことで自社の経営資源のレベルアップを目指そうとしている点、を指摘している（「A+H” 双平台助力上市公司高质量发展』『証券日報』2025年11月26日）。
- 【10】 2025年に入ってからの中国の固定資産投資の伸び率は低下傾向が続いている、1~9月では前年同期比0.5%減と、同年で初めてマイナス成長になり、通年では前年比3.8%減とマイナス幅も拡大した。投資主体のうち、民間企業は、1~6月で前年同期比0.6%減と先にマイナス成長に転じ、通年では前年比6.4%減となった。民間投資への梃入れは喫緊の課題となっている。
- 【11】 外国人投資家の株式保有金額は、2023年以降では、2024年1月末時点に2兆4,619億元（保有比率3.55%）まで減少した。直近では、2025年9月末時点で3兆5,376億元（同3.36%、2023年7月末以来の3.5兆元台）となっている。
- 【12】 外国人投資家の債券保有金額は、2023年以降、8月末時点の3兆2,360億元を底に増加傾向に入り、2024年8月末時点の4兆5,716億元でピークとなった。直近では、2025年9月末時点の中国本土の債券発行残高193兆2,677億元のうち、外国人投資家の保有金額は3兆8,224億元（保有比率1.98%）となっている。
- 【13】 中国証券監督管理委員会「李明副主席在第四届国际金融领袖投资峰会上的致辞」2025年11月4日。
- 【14】 「中国財政省、国家債務管理部門を新設 地方政府の『隠れ債務』監視」『ロイター』2025年11月4日。
- 【15】 「银行业金融机构半年減少225家」『上海證券報』2025年10月10日。
- 【16】 「中国地銀、破綻封じ大再編 半年で5%の225社減」『日本経済新聞』2025年11月18日。
- 【17】 中国証券監督管理委員会「加快打造一流投资银行和投资机构 更好助推资本市场高质量发展——吴清主席在中国证券业协会第八次会员大会上的致辞」2025年12月6日。

コラム3 中国における労働者に対する競業制限 —日本法と香港法との比較法の観点から



村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリスター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

第一、はじめに

会社の競争力を左右する商業秘密に接触することができる可能な労働者がその商業秘密を保有したまま競合他社に転職すれば、会社の経営にとって甚大な損害が生じ得る。そこで一定の合理的な理由がある場合、一定の合理的な方法で労働者に対して競業制限を課すことが必要となる。例えばこの問題は日本法上、労働者が日本国憲法上享受する職業選択の自由^[1]との緊張関係をどう合理的に調和するかという形で議論される^[2]。「中華人民共和国憲法」（以下「中国憲法」）では日本国憲法と同様の職業選択の自由という形式では規定されないが、労働者の労働に関する条文は存在する^[3]。もっとも当該条文が日本国憲法のような職業選択の自由という明確な規定でないからか、又はキリスト教的の思想を背景とする「人間は生まれながらにして、誰からも奪われない基本的な権利を持っている」という天赋人权説は中国において支持されないからか、その理由は明白でないけれども、そのような論の立て方はされず^[4]、日本法と異なり、中国では競業制限の可否はもっぱら制定法の規定する法律要件を満たすか否かを検証する形で行われる。これは競業制限の可否が制定法で規律されず、もっぱら判例に委ねられる日本法及び香港法よりも予見可能性の担保という観点からは優れないと評し得るかもしれない。

そこで今回のコラムは日系企業にとっても重大な関心事となる労働者に対する競業制限の可否につ

いて、制定法に準拠して解説する。中国法の解説の後に比較法的観点から日本法及び香港法について簡単な解説を付することとする。

第二、中国法における労働者に対する競業制限

一、「中華人民共和国労働契約法」が規定する競業制限

- 1, 中国では以前、都市部の旧国営企業（1993年の1982年中国憲法の第2回改正により国有企業に変更された。）では社会主義（中国憲法前文に明記されたマルクス・レーニン社会主义）の特徴的な労働制である固定工制（労働契約制と異なり、個々の企業及び労働者の意思によらず、国の行政調整にもとづく人事制度）が採用されていた。
- 2, 改革開放政策（1978年12月）の発展過程で旧国営企業が多数の労働者に社会主義的庇護を付与し続けることの限界に対する政策的認識に立脚し、早くから労働契約制が試験的に導入された。
- 3, その潮流が江沢民政権下で日本の国会に相当する立法機関である全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会^[5]の制定する法律に昇華したのが1995年1月1日施行の「中華人民共和国労働法」（以下「労働法」）^[6]であ

- る。労働法は労働契約制の基本を規定する法律である。
- 4, 江沢民政権下の経済発展最優先主義とも評し得る政策の調整を、労働者を含む社会的弱者保護の方向性で図る胡錦涛・温家宝政権下の「和諧社会（調和のとれた社会）」の政策を受けて労働者の労働契約を通じた権益保護の強化を図った法律が2008年1月1日施行の「中華人民共和国労働契約法」（以下「労働契約法」）^[7]である。労働法と同様、全人代常務委員会が制定主体である。
- 5, 労働法に競業制限に関する規定はないが、労働契約法第23条第2項、第24条第1項（以下下線部）は次のとおり労働者に対する競業制限を規定している。

第23条 雇用単位と労働者とは、労働契約において雇用単位の商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項の保持を約定することができる。

秘密保持義務を負う労働者については、雇用単位は、労働契約又は秘密保持合意において労働者と競業制限条項を約定し、かつ、労働契約を解除し、又は終了した後に、競業制限期間内において月ごとに労働者に経済補償を与える旨を約定することができる。労働者は、競業制限の約定に違反した場合には、約定に従い雇用単位に違約金を支払わなければならない。

第24条 競業制限する人員は、雇用単位の高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員に限られる。競業制限の範囲、地域及び期間は、雇用単位と労働者とが約定し、競業制限の約定は、法律及び法規の規定に違反してはならない。

労働契約を解除し、又は終了した後に、前項所定の人員が当該単位と同類の製品を生産し、若しくは経営し、若しくは同類の業務に従事する競争関係のある他の雇用単位に入り、又は自ら開業して同類の製品を生産し、若しくは経営し、若しくは同類の業務に従事することに係る競業制限期間は、2年を超えてはならない。

二、その他の中国の法律法規が規定する競業制限

- 1, 労働契約法の実施細則的規範として日本の内閣に相当する国务院が制定した「中華人民共和国労働契約法実施条例」が2008年9月4日に公布、施行された。しかし当該条例には競業制限に関する労働契約法第23条第2項、第24条第1項を敷衍する実施細則的規範は規定されていない。

- 2, こうした場合、最高人民法院の司法解釈が実施細則的規範として機能する場合がある。司

法解釈は法源性すなわち個別具体的紛争に人民法院が法を発見、解釈、適用する際の法的根拠となるものである^[8]。労働契約法第23条第2項、第24条第1項に関しても最高人民法院が発布した以下の2つの司法解釈がある。

- (1) 「労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる問題に関する最高人民法院の解釈（一）」^[9]（以下「司法解釈その1」）第36条乃至第40条
 (2) 「労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる問題に関する最高人民法院の解釈（二）」^[10]（以下「司法解釈その2」）第13条乃至第15条

- 3, 2つの司法解釈に加えて2025年9月4日発布、施行で登場したのが「企業競業制限実施コンプライアンス指針」（以下「指針」）である。指針の制定主体は日本の厚生労働省に相当する人材開発・社会保険部である（人社部発[2025]40号）。しかし指針は国务院傘下の同部が制定主体となる中国の法律法規の内実である部門規則^[11]ではない。「指針」という名称は正式な公布手続き^[12]を経て制定される部門規則のそれではないからである。
- 4, 指針はむしろ法的拘束力はなく事実上の拘束力を有するにすぎない行政規範性文書^[13]に該当すると見るべきである。もっともその拘束力如何にかかわらず、指針の内容がその詳細から日系企業にとって法的安定性が高い競業制限の設計及び実行の礎となるものと期待される。

三、中国法における労働者に対する競業制限

1, 競業制限の対象者

- 1) 労働契約法第23条第2項は「秘密保持義務を負う労働者」、同法第24条第1項は「競業制限する人員は、雇用単位の高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員に限られる。」と規定する。これにより競業制限は日系企業の秘密保持を図る趣旨であることがわかる。
- 2) 指針第7条第3項は「労働者であって、業種で広く用いられる専門業務知識及び技能のみを

把握し、業務において接觸するのが企業の一般経営情報のみである者は、秘密保持義務を負う人員に該当しない。」と規定する。

- 3) 指針第6条第2項も「競業制限を実施することを確定した場合には、必要性評価を展開しなければならず、企業の商業秘密を知らず、又はこれに接觸していない労働者を競業制限の範囲に組み入れてはならない。」と規定する。
- 4) そうすると、労働契約法第23条第1項は「雇用単位と労働者とは、労働契約において雇用単位の商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項の保持を約定することができる。」と規定するが、「労働者であって、業種で広く用いられる専門業務知識及び技能のみを把握し、業務において接觸するのが企業の一般経営情報のみである者」（指針第7条第3項）又は「企業の商業秘密を知らず、又はこれに接觸していない労働者」（指針第6条第2項）とは形式的に秘密保持契約を締結するなどしても、競業制限の対象者とし得ないこととなる。
- 5) 司法解釈その2第13条第1項はこれに関して「労働者が雇用単位の商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項を知らず、又は接觸しなかった場合において、労働者が競業制限条項が効力を生じないことの確認を請求したときは、人民法院は、法により支持をする。」と規定する。
- 6) そこで、日系企業は形式的に秘密保持契約を締結するなどしても、労働者の離職時に競業制限の対象者とすべきか否かの評価をしなければならないことになる。このことは指針第5条が「競業制限を実施するにあたり、企業は、保有する商業秘密の内容及び範囲をまず確認する必要がある。」と規定し、指針第6条第1項が「企業は、必要かつ合理的であるという原則に従い競業制限を実施し、有効な措置により商業秘密にかかる知る権限を管理統制し、商業秘密データを暗号化し、秘密離脱期間を合理的に設定する等の商業秘密保護措置を優先的に講じ、競業制限人員の範囲、業務從事

を制限する企業及び地域等を随意に拡大しないようにしなければならない。」、同条第2項が「競業制限を実施することを確定した場合は、必要性評価を展開しなければならず、企業の商業秘密を知らず、又はこれに接觸していない労働者を競業制限の範囲に組み入れてはならない。」とそれぞれ規定するところに具体化されている。

- 2, 「商業秘密」の法的意義
- 1) そこで、競業制限の約定が可能な「高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員」が保有すべき一般経営情報（指針第7条第3項）の対概念である「商業秘密」の法的意義如何が問題となる。これに関して指針第4条第1項は「この指針において「商業秘密」とは、
 ア、公衆により知悉されず（非公知性）、
 イ、商業的価値を有し（有用性）、かつ、
 ウ、企業が相応する秘密保持措置を講じることを経た（秘密管理性）
 技術情報、経営情報等の商業情報をいう。」と規定する。これは日本の不正競争防止法第2条第6項が「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている（秘密管理性）生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって（有用性）、公然と知られていないもの（非公知性）をいう。」と定義するのと同義である。
- 2) 一方、「業種内の一般常識又は業種慣例に該当し、公開ルートから取得することができる商業情報は、商業秘密に該当しない。」とされる（指針第4条第2項）。
- 3) 競業制限の対象者のうち、
 ア、高級管理人員及び高級技術人員が「商業秘密」を保有していることは事実上の推定が働くため、指針は当該人員が保有する「商業秘密」の具体的な内容の説明を要求しない。

イ、しかし「その他の秘密保持義務を負う人員」について当該推定が働くため、「企業は、その他の秘密保持義務を負う人員と競業制限義務を約定する場合には、事前に理由を告知し、保持する必要のある商業秘密の具体的な内容を説明する必要がある。」とされる（指針第7条第1項）。

3、「知的財産権に関する秘密保持事項」の法的意義

1) 「商業秘密」と並んで秘密保持義務の対象となるのが「知的財産権に関する秘密保持事項」である（労働契約法第23条第1項）。そこでその法的意義如何が問題となる。

2) 知的財産権は日本法上、主として

ア、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）及び著作権、並びに、

イ、ノウハウ

に分けられる。

3) 中国法は「中華人民共和国特許法」^[15]第2条第1項が「この法律において「発明創造」とは、発明、実用新案及び意匠をいう。」と規定し、「特許（中国語で専利）」の概念に日本法でいう特許権、実用新案権及び意匠権が内包される規定とする。

4) 一方、商標権は「中華人民共和国商標法」^[16]により、著作権法は「中華人民共和国著作権法」^[17]により、それぞれ規定される。

5) これらの産業財産権には物権（物に対する直接排他的支配権）同様、対世効（第三者に対して権利を対抗できる法的資格）が付与され、その侵害には時に刑事责任を含めた法律责任が伴うから、出願後の権利成立過程で公告される。すると、当該権利そのものに「知的財産権に関する秘密保持事項」はない。

6) 同様に対世効が付与される著作権は産業財産権と異なる無様式で成立するものの、やはり権利の性質上、「知的財産権に関する秘密保持

事項」を觀念し難い。

7) そうすると「知的財産権に関する秘密保持事項」の中核はノウハウと解釈される。ノウハウは秘密を本質とし、その保有者である企業が開示しなければ、外部者は知り得ない知的財産権だからである。

4、競業制限を課す方法

1) 「高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員」（労働契約法第24条第1項）に競業制限を課す方法は「労働契約又は秘密保持合意において労働者と競業制限条項を約定」することによる、とされる（同法第23条第2項）。

2) そこで就業規則（規則制度）において競業制限条項を規定することで「労働契約又は秘密保持合意において労働者と競業制限条項を約定」する方法に代替できるかが問題となる。これについて指針第8条第1項は「企業は、法により制定する規則制度において、労働者が秘密保持義務を履行すること、秘密保持制度、秘密保持措置及び競業制限の実施原則、かかる職位、業務従事制限の範囲、経済補償標準等について一般的な規定をすることができる。ただし、規則制度をもって競業制限の約定に代えてはならない。」と規定する。すなわち就業規則（規則制度）において競業制限条項を規定しても、「労働契約又は秘密保持合意において労働者と競業制限条項を約定」する方法に代替できない。必ず「高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員」との個別の約定が必要である。

3) 日本法上の実務的慣習として労働者と書面による労働契約を締結せず（簡単な採用条件通知書のみを交付するなど）、就業規則にその内容を委ねることが多く、競業制限についても同様のアプローチをとりがちであるため、特にこの点について注意が必要である。

5、競業制限を課す条件（その1）－経済補償の支払い

1) 労働契約法第23条第2項は「秘密保持義務を負う労働者については、雇用単位は、労働契約又は秘密保持合意において労働者と競業制限条項を約定し、かつ、労働契約を解除し、又は終了した後に^[18]、競業制限期間内において月ごとに労働者に経済補償を与える旨を約定することができる。」と規定する。^[19]

2) 指針第12条第1項は「企業は、労働者に競業制限義務を負うよう要求する場合には、経済補償を支払う必要がある。」と規定する^[20]。それにもかかわらず使用者（雇用単位。以下同じ。）が「労働者に経済補償を与える旨を約定」しない場合、競業制限条項の法的拘束力はどうなるか。

ア、司法解釈その1第36条第1項は「当事者が労働契約又は秘密保持合意において競業制限を約定しているけれども、労働契約の解除又は終了後に労働者に経済補償を与えることを約定していない場合において、労働者が競業制限義務を履行して、雇用単位に対し労働者の労働契約の解除又は終了前12か月の平均賃金の30%に従い月ごとに経済補償を支払うよう要求するときは、人民法院は、支持をしなければならない。」と規定する。したがって、競業制限条項は「労働者に経済補償を与える旨を約定」しないことにより直ちに無効になるのではなく、これを有効なものとして「労働者が競業制限義務を履行」する場合、労働者に「労働契約の解除又は終了前12か月の平均賃金の30%に従い月ごとに経済補償を支払うよう要求する」権利を生じさせることとなる。

イ、司法解釈その1第36条第2項は「前項所定の月平均賃金の30%が労働契約履行地の最低賃金標準を下回る場合には、労働契約履行地の最低賃金標準に従い支払う。」と規定する。

ウ、指針第13条第1項は「企業が労働者に支払う月経済補償は、一般に労働契約の解除又は終了前12か月における労働者の平均賃金の30%を下回らず、かつ、労働契約履行地の最低賃金標準を下回らない。」と規定し、司法解釈その1

第36条に沿う規定をするが、一方で指針第13条第2項は「競業制限期間が1年を超える場合には、月経済補償については、一般に、労働契約の解除又は終了前12か月における労働者の平均賃金の50%を下回ることは適切でない。」と規定し、司法解釈その1第36条の規定を超える創設的規定を置くことに注意を要する。

工、その趣旨は競業制限期間の上限は2年であるところ（労働契約法第24条第2項）、1年以内の競業制限と1年を超える競業制限では労働者に及ぼす不利益の度合いが異なることに着目して経済補償の割合も異なる（後者が前者より多額となる）こととしたものである。

3) 一方、経済補償の支払いの約定はあるけれども、使用者がその支払いを怠った場合^[21]、競業制限条項は直ちに無効となるか。この点について、司法解釈その1第38条は「当事者が労働契約又は秘密保持合意において競業制限及び経済補償を約定している場合において、労働契約の解除又は終了後に、雇用単位の原因により経済補償が3か月にわたり支払われないこととなり、労働者が競業制限の約定を解除するよう請求するときは、人民法院は、支持をしなければならない。」と規定する。すなわち経済補償の未払いが3カ月続くことが競業制限の解除要件とされている。

4) 使用者が労働者と競業制限条項を「労働契約又は秘密保持合意」において約定する場合、使用者から労働者に対して一方的に解除することはできるか。この点について、司法解釈その1第39条第1項は「競業制限期間内において、雇用単位が競業制限合意を解除するよう請求する場合には、人民法院は、支持をしなければならない。」と規定し、これを容認する。もっとも同条第2項は「競業制限合意を解除する際に、労働者が雇用単位に対し3か月分の競業制限経済補償を余分に労働者に支払うよう請求する場合には、人民法院は、支持をしなければならない。」と規定し、使用者による競業制限条項解除後も労働者に3カ月相当の経済補償請

- 求権を認める。その趣旨は、当該解除後、競業先への労働者にとって有利な転職を図ろうとしても、3ヶ月の期間を必要とし、その期間中の経済補償を使用者に負担させるのが公平であるとの判断にあると考えられる。
- 5) 指針第18条第1文は「企業は、競業制限合意の履行前において、労働者に競業制限合意の解除を告知することができる。」と規定し、企業が中途解除のみならず、労働者離職直後に競業制限を解除することも可能である旨を明記する。その場合の手続きに関して、指針第15条第1文、第2文は「企業と労働者とが入職の際又は労働契約履行の過程において競業制限に関する事項を約定していた場合には、労働者が離職する際に、企業は、労働者の業務職位、業務内容の調整・変化等に基づき、競業制限を始動させるか否かについて評価をし、労働者と協議して競業制限合意を変更することができる。競業制限を始動させる必要がない場合には、労働契約の解除若しくは終了の証明において明記し、又は他の書面により労働者に告知することができる。」と規定する。
- 6) なお、経済補償について前述のとおり指針第13条第1項は「企業が労働者に支払う月経済補償は、一般に労働契約の解除又は終了前12か月における労働者の平均賃金の30%を下回らず、かつ、労働契約履行地の最低賃金標準を下回らない。」と規定し、指針同条第2項は「競業制限期間が1年を超える場合には、月経済補償については、一般に、労働契約の解除又は終了前12か月における労働者の平均賃金の50%を下回ることは適切でない。」と規定するが、こうした最低限を画する規制とは別に、あるべき経済補償の金額について指針第12条第2項は「商業秘密の研究開発コスト及び商業的価値、業務従事制限の範囲、労働者の在職期間の賃金水準、労働者の就業・職業選択及び職業発展に対する影響等に基づき合理的に確定する。」と規定することに注意を要する。常に最低限を遵守すればよいということにはならないことが示唆されるからである。

- 6, 競業制限を課す条件(その2) – 競業制限の範囲、地域及び期間
- 1) 労働契約法第24条第1項第2文は「競業制限の範囲、地域及び期間は、雇用単位と労働者とが約定し、競業制限の約定は、法律及び法規の規定に違反してはならない。」と規定する。
- 2) これに関して司法解釈その2第13条第2項は「競業制限条項により約定された競業制限の範囲、地域、期間等の内容と労働者が知り、又は接触した商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項とが相応しない場合において、労働者が競業制限条項が合理的比率を超えた部分の無効の確認を請求したときには、人民法院は、法により支持をする。」と規定し、商業秘密等の保護の必要性とバランスを失した過剰な「競業制限の範囲、地域、期間等の内容」の制限が「合理的比率を超えた部分の(競業制限条項の)無効」を帰結する可能性を規定する。
- 3) 競業制限の範囲、地域及び期間の制限について、次の指針が参考になる。
- 第9条** 企業は、規則制度の規定に基づき、労働者と協議を通じて競業制限の実施にかかる権利義務を明確にし、かつ、労働契約、秘密保持合意又は競業制限合意において、業務従事制限の範囲、地域、期間、経済補償標準及び支払方式、競業制限違反にかかる違約責任等を含む競業制限の具体的な事項を書面により約定しなければならない。
 企業と労働者とが競業制限合意を締結するにあたっては、適法及び信義誠実の原則を堅持し、双方の権利義務を公平かつ合理的に約定する必要がある。企業は、優越的な地位を利用し、労働者の意思に背いて、法律の規定に違反する、又は明らかに公平を失する競業制限合意を締結してはならない。
- 第10条** 企業は、当該企業の経営範囲、商業競争状況及び労働者が商業秘密を知る状況等に基づき、業務従事制限の範囲及び地域を労働者と合理的に約定する必要がある。
- 業務従事制限の範囲は、当該単位と同類の製品を生産し、若しくは経営し、又は同類の業務に従事する競争関係のある他の企業に限定しなければならない。企業は、業務従事を制限する企業範囲についてできる限り具体的かつ明確な約定をしなければならず、条件を有する場合には、競業制限にかかる企業の名簿を列記することができる。
- 競業制限の地域は、企業の経営する業務の範囲と一致しなければならず、十分な理由なくしては、一般に全国又は全世界を約定してはならない。約定範囲が全国又は全世界である場合には、合意において十分に理由を説明する必要がある。
- 企業は、競業にかかる業務従事制限の範囲及び地域を調整する場合には、労働者と協議して競業制限合意を変更する必要がある。
- 7, 競業制限違反の法律効果(労働者に対する制裁) – 違約金

- 1) 労働契約法第23条第2項第2文は「労働者は、競業制限の約定に違反した場合には、約定に従い雇用単位に違約金を支払わなければならない。」と規定する。したがって、違約金はその制裁的効果により労働者が競業制限を遵守することを促す趣旨であることがわかる。
- 2) そうすると、違約金は高額であればあるほどその制裁的効果が高まりその趣旨貫徹が期待されるが、高額過ぎる場合、「中華人民共和国民法典」第153条第2項が「公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする。」と規定するところにより無効とされる懸念がある。
- 3) これに関して指針第14条は「企業は、労働者と競業制限義務に違反した場合の違約金を約定することができる。違約金の金額については、労働者による商業秘密の漏洩によりもたらされる可能性のある経済損失及び企業が労働者に支払う競業制限の経済補償の金額に基づき合理的に確定する必要があり、一般に競業制限の経済補償総額の5倍を超えることは適切でない。」と規定し、上限規制を明確化した。
- 4) もっとも、労働者は違約金を支払うことにより競業制限を免れることができるわけではない。司法解釈その1第40条が「労働者が競業制限の約定に違反し、雇用単位に対し違約金を支払った後に、雇用単位が労働者に対し約定に従い競業制限義務を継続して履行するよう要求する場合には、人民法院は、支持をしなければならない。」と規定し、指針第19条第2項が「労働者が競業制限の約定に違反し、又は各種の方式により競業制限の約定を回避する場合には、企業は、約定に従い違約金を支払うよう労働者に要求し、かつ、競業制限義務を継続して履行するよう労働者に要求することができる。」と規定するとおりである。
- 5) なお、指針第19条第3項は「労働者が競業制限の約定に違反し、企業にもたらした損失が違約金標準を超える場合には、企業は、賠償責任を負うよう関連者に要求することができる。」

と規定する。違約金は損害賠償の予定ではなく、企業がこれを超える損害賠償請求を遮断する趣旨ではないことに注意する必要がある。

- 6) 日本法、香港法と異なり、中国法上の競業制限違反の救済として違約金及びこれを超える損害がある場合の損害賠償請求のみが予定されており、競業行為の差止請求を予定していない。

第三、日本法における労働者に対する競業制限

一、日本法における労働者に対する競業制限(総論)

- 1, 前述のとおり、日本法は競業制限について、制定法による明文規定を持たない。
- 2, したがって、日本法は大陸法(civil law)の系譜に属する法域であり、イギリンド法を中心とするコモンロー(common law)の系譜に属する法域が採用する制定法同様に判例法(judge-made law)に法源性(前述)を認めアプローチをとらないけれども、競業制限の有効性に関しては過去の判例から判断するほかない。
- 3, 労働法分野は日本法が大陸法の系譜に属する法域でありながら、しばしば過去の判例により論点が解明されるコモンロー(common law)の系譜に属する法域の如き解決が図られることが多い特殊な法分野であるが、競業制限においても当該特徴が具現化しているとの評価が妥当する。

二、日本法における労働者に対する競業制限(各論)

- 1, そこで、日本法における労働者に対する競業制限の有効性が判例上、どのようにして判断されるかが問題となる。

2, この点について、誰もが容易に入手し得る資料のうち平成24年度経済産業省委託調査「人材を通じた技術流出に関する調査研究 報告書」(平成25(2013)年3月。三菱UFJリサーチ&コンサルティング)が網羅的検討をしている。^[22]

3, 当該報告書p.11は「判例は、①守るべき企業の利益があるかどうか、①を前提として競業禁止義務契約の内容が目的に照らして合理的な範囲に留まっているかという観点から、②従業員の地位が、競業禁止義務を課す必要性が認められる立場にあるものといえるか、③地域的な限定があるか、④競業禁止義務の存続期間や⑤禁止される競業行為の範囲について必要な制限が掛けられているか、⑥代償措置が講じられているか、といった項目について判断を行なっており、規定自体の評価及び当該競業禁止義務契約の有効性判断を行なっている。」と総論的に述べたうえで、以下の説明をする。

1) ①について「・企業側の守るべき利益は、不正競争防止法上の「営業秘密」に限定されない。・営業秘密に準じるほどの価値を有する営業方法や指導方法等に係る独自のノウハウについては、営業秘密として管理することが難しいものの、競業禁止によって守るべき企業側の利益があると判断されやすい傾向がある。」(p.14)

2) ②について「・合理的な理由なく、従業員すべてを対象にした規定はもとより、特定の職位にある者全てを対象としているだけの規定は合理性が認められにくい。・形式的な職位ではなく、具体的な業務内容の重要性、特に使用者が守るべき利益との関わりが判断されている。」(p.17)

3) ③について「・地域的限定については、使用者の事業内容や、職業選択の自由に対する制約の程度、特に禁止行為の範囲との関係を意識した判例が見られる。・地理的な制限がないことのみをもって競業禁止義務契約の有効性が否

- 定されている訳ではない。」(p.18)
- 4) ④について「・1年内の期間については肯定的に捉えられている例が多い。・近年は、2年の競業禁止義務期間について否定的に捉えている判例が見られる。」(p.19)
- 5) ⑤について「・業界事情にもよるが、競業企業への転職を一般的・抽象的に禁止するだけでは合理性が認められないことが多い。・業務内容や職種等について限定をした規定については、肯定的に捉えられている。」(p.21)
- 6) ⑥について「・代償措置と呼べるもののが何もない場合には、有効性を否定されることが多い。・もっとも必ずしも競業禁止義務を課すことの対価として明確に定義された代償措置でなくとも、代償措置(みなし代償措置も含め)と呼べるもののが存在することについて、肯定的に判断されている。」(p.22)
- 4, 以上の考慮要素を総合的に勘案しても、企業が競業制限の有効性を確保できるか否かが明確ではない。したがって、競業制限に関しては有効性確保のための法律要件が制定法で明確化されている中国法が日本法より優れていると評価し得る。
- 5, もっとも、中国法が競業行為の差止請求を予定していないのに対して、日本法はこれを容認する(p.26-27)。

第四、香港法における労働者に対する競業制限

一、香港法における労働者に対する競業制限(総論)

- 1, 競業制限条項 (non-competition clause) を含む取引制限条項 (restraint of trade clause) 全般に関して制定法ではなく、法的拘束力のある判例法すなわち英国最高裁判所誕生(2009年10月1日)よりも前に最高裁とし

ての機能を果たしていたthe House of Lords(貴族院)が明治時代に下した*Nordenfelt v Maxim Nordenfelt [1891-4] All ER Rep1*(以下「*Nordenfelt*」)が有効な先例(case authority)であり、これは香港法の一部を形成する(1997年7月1日に香港特別行政区の主権及び統治権が中国に復帰した後、イギリス法が自動的に香港法となることはなく、イギリス法が香港裁判所により追随(follow)されることにより香港法となるが、*Nordenfelt*は古くから香港法を形成する重要な判例法である)。

2, *Nordenfelt*の要旨は以下のとおりである。

- 1) 競業制限条項は原則として無効(Lord Macnaghten執筆部分)

「取引の行動の個人の自由に対する全ての干渉及び彼ら自身の取引の制限は、もしそれ以上何もないのだとすれば、公序良俗に違反し、それゆえに無効である。これは一般的ルールである。(“All interference with individual liberty of action in trading, and all restraints of trade of themselves, if there is nothing more, are contrary to public policy, and, therefore, void. That is the general rule.”)」

- 2) 例外享受(有効性確保)のための合理性テスト(Lord Macnaghten執筆部分)

「しかし例外がある。取引の制限及び行動の個人の行動の自由に対する干渉は、特定の事案の特別な状況により正当化され得る。制限が合理であるならば、それは十分な正当化根拠であり、実際のところそれが唯一の正当化根拠である—すなわち、関連する当事者の利益に関して合理であり、かつ、公共に関して合理であり、当該公共は制限が課される名宛人である当事者に適切な保護を付与するように形作られ、かつ、そのように庇護されるものであり、一方、同時に公共にいかなる場合にも有害ではない。(“But there are exceptions. Restraints of trade and interference with

individual liberty of action, may be justified by the special circumstances of a particular case. It is a sufficient justification, and indeed, it is the only justification, if the restriction is reasonable - reasonable, that is, in reference to the interest of the parties concerned and reasonable in reference to the interests of the public, so framed and so guarded as to afford adequate protection to the party in whose favour it is imposed, while at the same time it is in no way injurious to the public.”)」

- 3) 何時の時点で合理性は判断されるか?—契約締結時(Lord Macnaghten執筆部分)

「契約がその締結時において合理的なものであるならば、それを無効にするために、私たちはあり得ないので、かつ、法外な偶発事件を探す必要はないのである (“If the contract is a reasonable one at the time it is entered into, we are not bound to look out for improbable and extravagant contingencies in order to make it void.”)」

- 4) 合理性の程度、範囲に関する要請如何?—目的達成との関係で必要最小限度(Lord Herschell LC執筆部分) —この法律要件との関係で競業制限の範囲、地域及び期間が問題となり得る

「私たちは、合理的か否かの問題に適用され得る次のテストよりも良いものはないと思う。すなわち、制限が、それが付与されることにより利益を得る当事者の権益に対して公平な保護のみを付与するもので、かつ、公共の利益に過度に干渉しないものか否かを考慮するというものである。(“We do not see how a better test could be applied to the question, whether reasonable or not, than by considering whether the restraint is such only as to afford a fair protection to the interests of the party in favour of whom it is given, and not so large as to interfere with the interests of the public”)」

5) なお、以上のあてはめとして「売買当事者間には、主人と使用人又は使用者と雇用を求める者との間よりも明白に一層の契約の自由がある。(“Then there is obviously more freedom of contract between buyer and seller than between master and servant, or an employer and a person seeking employment.”)」と付言されていることに注意を要する(労働者との競業制限条項は売買当事者よりも上記(1)乃至(4)の法律要件充足判断において厳格に判断される—労働者有利で企業不利—ということである。その理由は後述二、2, 参照)。

二、香港法における労働者に対する競業制限(各論)

1, 香港法上の特徴として、競業制限条項を明文で合意していないとしても、黙示的条項(implied term)として労働契約の内実を構成すると判断され得る点がある。これは企業にとって極めて有利である。黙示的条項が認められるコモンロー上のルール(判例法で確立されたルール)は4つあり、それは①慣習による黙示的条項(terms implied by custom)、②事実における黙示的条項(terms implied in fact)、③法における黙示的条項(terms implied in law)、④制定法による黙示的条項(terms implied by statute)であるが、②に起因して以下の3つの黙示的条項の内実として競業制限条項(以下の(3))が認定され得るのである。当該条項は営業秘密(trade secret)に関して認定され易く、単なる守秘情報(confidential information)について認定され難いなど、判例法による子細なルールがあり得るが、本コラムでは詳述しない。

(1) 従業員は使用者の権益に仕えなければならない(employees shall serve the interests of the employer.)。

(2) 従業員は全ての合理的命令を遵守しなければならない(employees shall obey all reasonable orders.)。

(3) 従業員は使用者と競合してはならない(employees shall not compete with his employer.)。

2, 香港法も日本法同様、「香港特別行政区基本法」(以下「香港基本法」)第33条(「香港住民は、職業選択の自由を有する。」)で保障される労働者の職業選択の自由^[23]との関係で、当該人権を制限してまで競業制限条項の有効性を認めるべき公共の利益(public interest)が何かを証明しなければならぬため、売買契約における競業制限条項と比較して公序良俗(public interest)違反として無効となる可能性が高まる。

3, もっとも当該証明責任を乗り越えれば、中国法、日本法ではあり得ない5年にも及ぶ競業制限条項が認容された例もある。具体的には、香港の老舗著名ソリシター事務所であるDeaconsがパートナーであった者に対して課した5年間香港域内でソリシターとして稼働してはならないとする取引制限条項(転職制限条項)の合理性、有効性を枢密院司法委員会(the Judicial Committee of the Privy Council)^[24]が認めたBridge v Deacons(A firm)[1984]2 WLR 837 at 845において、Lord Fraserは「より若い者がパートナーとなる既存のソリシターフームによる仮定を促進することには明らかな公共の利益がある。プラクティスにおける連続線を確保することはクライアントを利する。それは若者が当該職業に入ることを奨励する。新たなパートナーはDeaconsのクライアントとのつながりを獲得し、そののれんを持って離れるリスクがないと知ることで、エクイティパートナーの継続的なパートナーシップを確保できる」と判示し、当該取引制限条項が公共の利益に資することを判断している。

4, もっとも、当該取引制限条項が一般的に公共の利益に資するとしても、イングランド及び香港に関与していたにすぎないソリシターに対して、全世界をエリアとする同種の取引制限条項を規定するのは関連当事者の利益の合理性を欠くとした香港the Court of Appealのcase lawがあることに注意を要する(Kao Lee & Yip v Edwards[1993]1 HKC314)。

5, 香港法も日本法と同様、中国法が競業行為の差止請求を予定していないのに対して、エクイティ(the rules of equity)に起因するイ

ンジヤンクション(injunction)又は特定履行(specific performance)(前者が通例)を通じてこれを容認する。

- 【1】 日本国憲法第22条第1項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」
- 【2】 憲法、特にその規定する基本的人権は国家が侵害してはならない権利であるが、会社と労働者との契約関係についても、例えば日本法の場合、契約を無効とする根拠となり得る民法の公序良俗(民法第90条)の解釈を通じて間接的に適用され得る。労働者に対する不合理な競業制限は労働者が享受する転職の自由を過度に拘束するものとして「公の秩序又は善良の風俗に反する」から「法律行為」である当該競業制限を規定する労働契約や就業規則が無効となる、と説明され得るのである。
 (公序良俗)
 第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。
- 【3】 中国憲法
 第42条 中華人民共和国公民は、労働する権利及び義務を有する。
 国は、各種ルートを通じて、労働・就業条件を作り出し、労働保護を強化し、労働条件を改善し、かつ、生産の発展を基礎として、労働報酬及び福祉待遇を引き上げる。
 労働は、労働能力を持つすべての公民の光榮な責務である。国有企業及び都市・農村の集団経済組織の労働者は、いずれも国の主人公としての態度をもつて自らの労働に臨まなければならない。国は、社会主義的労働競争を提倡し、労働模範及び先進的活動家を奨励する。国は、公民が義務労働に従事することを提倡する。
 国は、就業前の公民に対し、必要な職業訓練を行う。
- 【4】 もっとも指針第20条は「企業の工会は、企業の競業制限制度及び実施についての労働者の意見を収集し、企業に対し適時に報告することができる。企業が競業制限を不当に実施し、労働者の就業・職業選択権及び職業発展に重大な影響を与える場合には、意見を提出し、又は是正するよう要求することができる。」と規定し、工会(労働組合)に職業選択の自由を保護する役割を期待している。
- 【5】 「中華人民共和国立法法」(2000年3月15日主席令第31号により公布、同年7月1日施行、2015年3月15日主席令第20号により改正公布、同日施行、2023年3月13日主席令第3号により改正公布、同年3月15日施行。以下「立法法」)は以下(下線部)のとおり規定する。
 第10条 全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会は、憲法の規定に基づき國の立法権を行使する。
 全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構その他の基本法律を制定し、及び改正する。
 全国人民代表大会常務委員会は全国人民代表大会が制定すべき法律以外のその他の法律を制定し、及び改正し、全国人民代表大会の閉会期間において、全国人民代表大会が制定した法律について部分的な補充及び改正をする。ただし、その法律の基本原則に抵触してはならない。
 全国人民代表大会は、全国人民代表大会常務委員会に授權して関連する法律を制定させることができる。
- 【6】 1994年7月5日第8期全国人民代表大会常務委員会第8回会議により採択、同日主席令第28号により公布、1995年1月1日施行、2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議により採択、同日主席令第18号により改正公布、同日施行、2018年12月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議により採択、同日中華人民共和国主席令第24号により改正公布、同日施行。
- 【7】 2007年6月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第28回会議により採択、同日国家主席令第65号により公布、2008年1月1日施行、2012年12月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第30回会議により改正採択、同日国家主席令第73号により公布、2013年7月1日施行
- 【8】 「司法解釈業務に関する最高人民法院の規定」(2007年3月23日法発[2007]12号により改正、同年4月1日施行、2021年6月9日法発[2021]20号により改正、同年6月16日施行)
 第5条 最高人民法院の発布する司法解釈は、法的効力を有する。
- 【9】 最高人民法院が法釈[2020]26号により2020年12月29日発布、2021年1月1日施行(当該司法解釈の第32条第1項(下線部)ー競業制限とは無関係ーは、法釈[2025]12号(2025年7月17日公布、同年9月1日施行)により廃止されている。)
 第32条 雇用単位が、その招聘雇用した既に法により養老保険待遇を享受し、又は定年退職金を受領している人員とに労働者使用紛争が発生して訴え提起した場合には、人民法院は、労務関係として処理しなければならない。
 企業の給与停止職務保留人員、法定の定年退職年齢に達していない内部早期退職人員、レイオフ・待機人員及び企業の経営的な生産停止による長期休暇人員が、新たな雇用単位と労働者使用紛争が発生したことにより起因して訴え提起した場合には、人民法院は、労働関係として処理しなければならない。
- 【10】 最高人民法院が法釈[2025]12号により2025年7月31日発布、同年9月1日施行。
- 【11】 「立法法」
 第91条第1項 国務院の各部、委員会、中国人民銀行及び会計検査署並びに行政管理職能を有する直轄機関並びに法律が定める機関は、法律並びに国務院の行政法規、決定及び命令に基づき当該部門の権限範囲内において規則を制定することができる。

- 【12】「立法法」
第96条 部門規則は、部門の首長が命令に署名してこれを公布する。
- 【13】「行政規範性文書の制定及び監督管理業務を強化することに関する国务院并公庁の通知」
「行政規範性文書は、国务院の行政法規、決定、命令及び部門規則並びに地方政府の規則のほか、行政機関又は法律及び法規による授權を経た、公共事務を管理する職能を有する組織（以下「行政機関」という。）が法定の権限及び手続により制定し、かつ、公開・発布し、公民、法人その他の組織の権利義務にかかわり、普遍的拘束力を有し、一定期間内において反復して適用される公文である。」
- 【14】指針第3条は「この指針において「競業制限」とは、企業と商業秘密の保持義務を負う労働者とが、労働契約の解除又は終了後の一定期間内において、労働者が当該単位と同類の製品を生産し、若しくは経営し、又は同類の業務に従事する競争関係のある他の企業において就業してはならず、また、自ら開業して同類の製品を生産し、若しくは経営し、又は同類の業務に従事してもならない旨を約定することをいう。」と規定する。
- 【15】1984年3月12日第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議により採択、同日主席令第11号により公布、1985年4月1日施行、1992年9月4日第7期全国人民代表大会常務委員会第27回会議により改正採択、同日主席令第62号により公布、同日施行、2000年8月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第17回会議により改正採択、同日主席令第36号により公布、2001年7月1日施行、2008年12月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第6回会議により改正採択、同日主席令第8号により公布、2009年10月1日施行、2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議により改正採択、同日主席令第55号により公布、2021年6月1日施行。
- 【16】1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議により採択、同日全国人民代表大会常務委員会令第10号により公布、1983年3月1日施行、1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議により改正採択、同日主席令第69号により公布、1993年7月1日施行、2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議により改正採択、同日主席令第59号により公布、2001年12月1日施行、2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議により改正採択、同日主席令第6号により公布、2014年5月1日施行、2019年4月23日第13期全国人民代表大会常務委員会第10回会議改正、同日主席令第29号により公布、同日施行。
- 【17】1990年9月7日第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議により採択、同日主席令第31号により公布、1991年6月1日施行、2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議により改正採択、同日主席令第58号により公布、同日施行、2010年2月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議により改正採択、同日主席令第26号により公布、同年4月1日施行、2020年11月11日第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議により改正採択、同日主席令第62号により公布、2021年6月1日施行。
- 【18】司法解釈その2第14条は「雇用単位と高級管理者、高級技術者その他の秘密保持義務を負う人員とが在職期間における競業制限条項を約定した場合において、労働者が在職期間における競業制限を約定してはならず、又は経済補償が支払われていないことを理由として競業制限条項の無効の確認を請求したときは、人民法院は、支持をしない。」と規定する。在職期間中に競業制限に服するには労働者として当然の義務であり、これに関して賃金以外に経済補償を支払う合理性も認められない。あくまで競業制限と経済補償の支払いは「労働契約を解除し、又は終了した後」の問題である。
- 【19】指針第19条は「企業は、競業制限期間において個人の業務従事状況を報告するよう労働者に要求し、公開情報、同業種の情報交流、業務分析、通報接受等の方法を通じて、法により規則に適合して労働者による競業制限履行状況を把握・事実確認することができる。」と規定するから、使用者が経済補償を支払い、競業制限条項を有効に適用する限り、「競業制限期間において個人の業務従事状況を報告するよう労働者に要求」することができることに注意を要する。
- 【20】指針第16条は「労働契約を解除し、又は終了した後に、企業は、競業制限期間内において貨幣の形式により月ごとに労働者に対し遅滞なく競業制限の経済補償を支払わなければならず、労働者に通常支払う賃金及び賞与の中に既に競業制限の補償を含んでいることを理由として支払いを拒絶してはならない。」と規定する。
- 【21】使用者が経済補償の支払いを怠るのではなく、経営状況の悪化等により支払えない場合、指針第17条は「労働者が競業制限義務を履行した場合において、企業は、特段の状況により期日どおり経済補償を支払うことができないときは、労働者に事前に告知し、かつ、労働者と協議して支払延期の方案を確定する必要がある。企業が遅滞なく満額により経済補償を支払わざ1ヶ月を超える労働者による指摘を経た後もなお支払わない場合、又は3ヶ月を超えて支払わない場合には、労働者は、競業制限義務を履行しないことができる。」と規定する。
- 【22】<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/honpen.pdf>
- 【23】PCCW-HKT & Another v Aitken & Another[2009]2HKC342において香港最高裁であるthe Court of Final AppealのBokhary PJ (Permanent Judge) は香港基本法が保証する職業選択の自由を競業制限条項の有効性判断において重視すべきことに言及する。
- 【24】香港の統治権を含む主権が1997年7月1日に中国に復帰し、香港基本法により地域最高裁である終審法院 (The Court of Final Appeal) が誕生する前には香港に地域最高裁はなく、枢密院司法委員会が香港の最高裁としての機能を提供していた。

投資関連制度情報 レアアースの輸出規制について

現在、国際情勢の緊張や経済安全保障への関心の高まりを背景に、各国は制裁制度や貿易管理制度を次々と導入または調整している。レアアース（希土類）は現代産業において「不可欠で重要な元素、基幹的な戦略資源」^[1]であり、かつ、中国が世界のレアアース産業チェーンにおいて主導的な地位を占めていることから、レアアース規制は2025年の中国の輸出規制の中でも最も注目される分野となっている。本稿では、2025年の中国のレアアース輸出規制政策を振り返ってみたい。

一. 規制に関連する法律の枠組み

1. 「中華人民共和国反外国制裁法」 (2021年6月10日発布、 2021年6月10日施行)

「反外国制裁法」には、主に外交の基本政策と原則的な立場、報復措置を取る状況とその適用対象、報復措置、報復措置業務メカニズムに関する組織や個人の義務などの内容が含まれる。

2. 「中華人民共和国輸出管制法」 (2020年10月17日発布、 2020年12月1日施行)

国の安全と利益を守り、拡散防止などの国際的義務を履行し、輸出規制を強化・規範化するため、全国人民代表大会常務委員会が2020年に「中華人民共和国輸出管制法」（以下「輸出管制法」）を採択し、中国の輸出規制の基本的な法律制度の枠組みを確立した。

3. 「中華人民共和国両用品目輸出管制条例」(国务院令第792号、2024年9月30日発布、2024年12月1日施行)

輸出管制法では、国が統一的な輸出管理制度を実施し、管制リスト、名簿または目録の制定や、輸出許可の実施などの方法によって管理を行うことを規定している。他方、「両用品目輸出管制条例」では、輸出管制法を基に、両用品目の輸出管制リストの制定および調整の手続を詳細化し、国务院の商務主管部門がリストを速やかに公表し、制定・調整の過程で関連企業、商会、協会などの意見を適切な方法で求め、必要に応じて産業調査および評価を行うことを求めている。

なお、「両用品目」とは、民事用途を有し、かつ、軍事用途も有し、又は軍事的潜在力向上の助けるものであって、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる物品、技術及びサービスをいい、これには、関連する技術資料等のデータを含む（「両用品目輸出管制条例」第2条）。

「両用品目輸出管制条例」では、輸出活動の全過程における最終ユーザーと最終用途の管理を強化し、①両用品目の輸出許可を申請する際には、両用品目の最終ユーザーと最終用途の証明書類を提出し、両用品目の最終ユーザーと最終用途を無断で変更してはならないこと、②最終ユーザーと最終用途に変更があった場合、輸出業者は直ちに輸出を停止し、国务院の商務主管部門に報告し、調査に協力しなければならないこと、③国際的な経験を参考にし、フォローリスト制度を設け、最終ユ

ザーと最終用途の調査に協力しない当事者をフォーリストに載せ、輸出業者はその者との取引において各種の許可の便宜措置を享受できないことが規定されている。

4.「希土類管理条例」(国务院令第785号、2024年6月22日発布、2024年10月1日施行)

レアースとは、ランタン、セリウム、プラセオジム、ネオジム、プロメチウム、サマリウム、ユウロピウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イットルビウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムなどの元素の総称をいう(「希土類管理条例」第30条)。

「希土類管理条例」は、以下の点について規定している。①レアースの採掘および製錬分離に関する管理要件を明確化。国务院の工業及び情報化主管部門が関係部門と連携して、レアース採掘企業およびレアース製錬分離企業を確定することとされており、その他の組織や個人は、レアースの採掘および製錬分離に従事してはならない。

②総量調整制度を導入。国がレアース資源の埋蔵量や種類の違い、産業の発展、生態保護、市場の需要などの要因に基づき、レアースの採掘と製錬分離を総量調整し、動的管理を最適化する。

③レアースの総合利用を規範化。レアースの総合利用企業は、レアース鉱産品を原料として生産活動を行ってはならない。④製品トレーサビリティ制度を確立。レアースの採掘、製錬分離、金属製錬、総合利用およびレアース製品の輸出を行う企業は、レアース製品の流通情報を正確に記録し、レアース製品追跡情報システムに入力しなければならない。⑤流通管理を厳格化。いかなる組織や個人も、不法に採掘または製錬分離されたレアース製品の買取り、加工、販売、輸出をしてはならない。レアース製品および関連技術、プロセス、装置の輸出入は、関連する対外貿易、輸出入管理の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない^[2]。

5.「両用品目及び技術輸出入許可証管理弁法」(商務部/税関総署令2005年第29号、2005年12月31日発布、2006年1月1日施行)

「両用品目及び技術輸出入許可証管理弁法」(以下「弁法」)では、商務部が税関総署と共同で「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」(以下「管理目録」)を制定し、公表することを規定している。商務部および税関総署は、状況に応じて「管理目録」を調整し、公告の形で発表することができる(「弁法」第4条)。また、いかなる方法による場合であっても、「管理目録」に含まれる両用品目及び技術を輸入又は輸出し、及び通過、積換え、通運を行う際には、両用品目及び技術の輸入又は輸出許可証を申請しなければならない(「弁法」第6条第1項)とされる。

6.「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」(商務部/税関総署2025年第91号、2025年12月31日発布、2026年1月1日施行)

2025年12月31日、商務部および税関総署は、2026年度「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」を公布した。これに伴い、商務部・税関総署2024年第67号公告(「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」)は廃止された。

7.「信頼できないエンティティリスト規定」(商務部令2020年第4号、2020年9月19日発布、2020年9月19日施行)

この規定では、信頼できないエンティティリストに組み入れられた外国のエンティティについて、業務メカニズムにおいて、実際の状況に基づき、次に掲げる1つ又は複数の措置を講じることを決定し、これを公告することができる旨を明確にしている。

(一) 当該外国のエンティティが従事する中国に関する輸出入活動を制限し、又は禁止する。

(二) 当該外国のエンティティの中国の境内における投資を制限し、又は禁止する。

(三) 当該外国のエンティティの関連人員、交通運送手段等が入境することを制限し、又は禁止する。

(四) 当該外国のエンティティの関連人員の中国の境内における就労許可又は滞在若しくは居留資格を制限し、又は取り消す。

(五) 情状の軽重に応じて相応する金額の罰金を科する。

(六) その他の必要な措置

2.規制措置の具体的な要求

- 「一部の中・重レアースの関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布」(商務部/税関総署公告2025第18号)

2025年4月4日、商務部と税関総署は共同で2025年第18号公告^[3](以下「18号公告」という。)を発布し、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等の7種類の中・重レアースに対し規制を実施した。

- 2025年10月9日、商務部は単独または税関総署と共同で、「中華人民共和国輸出管制法」、「中華人民共和国国家安全法」、「中華人民共和国反外国制裁法」等の法律に基づき7つの公告を発布し、レアース全産業チェーン、リチウム電池関連産業チェーン、超硬材料関連品目に対する輸出規制を全面的に強化し、また、Dedrone by Axon等の14の外国のエンティティを信頼できないエンティティリストに追加した。具体的には、次の7つの公告である。

- Dedrone by Axon等の外国のエンティティを信頼できないエンティティリストに組み入れることに関する信頼できないエンティティリスト業務メカニズムの公告(信頼できないエンティティリスト業務メカニズム[2025]10号)^[4]

- 商務部/税関総署公告2025年第55号 超硬材料の関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[5]

- 商務部/税関総署公告2025年第56号 一部のレアース設備および原料・補助材料の関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[6](以下「56号公告」)

- 商務部/税関総署公告2025年第57号 一部の中・重レアースの関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[7](以下「57号公告」)

- 商務部/税関総署公告2025年第58号 リチウム

二. 2025年に発布されたレアース規制措置および具体的な要求

1.規制措置一覧

発布日	文書	規制範囲	施行日
2025.4.4	「一部の中・重レアースの関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布」 商務部/税関総署公告2025第18号	7種類の中・重レアース品目	2025.4.4 施行
2025.10.9	「一部のレアース設備および原料・補助材料の関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布」 商務部/税関総署公告2025第56号	レアースの製錬、分離および磁性材料の生産過程における重要な設備および試薬に関わるもの	
2025.10.9	「一部の中・重レアースの関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布」 商務部/税関総署公告2025第57号	5種類の中・重レアース品目	2026.11.10まで施行を一時停止
2025.10.9	「境外の関連するレアース品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布について」 商務部公告2025第61号	中国の要素を含む境外のレアース品目を規制範囲に含める	
2025.10.9	「レアース関連技術に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布について」 商務部公告2025第62号	レアース関連技術を規制範囲に含める	

電池および人造黒鉛負極材料の関連品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[8]

- 商務部公告2025第61号 境外の関連するレアース品目に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[9]（以下「61号公告」）

- 商務部公告2025第62号 レアース関連技術に対し輸出管制を実施することにかかる決定の公布^[10]（以下「62号公告」）

7つの公告のうち4つ（56号、57号、61号、62号）の公告は、レアースの輸出規制に関わっている。その後、2025年11月7日、商務部/税関総署公告2025年第70号により、「承認を経て、即日から2026年11月10日まで、商務部/税関総署公告2025年第55号から第58号ならびに商務部公告2025年第61号および第62号については、施行を一時停止する」旨が公布された。

① 56号公告は、一部のレアース設備および原料・補助材料の関連品目に対し輸出規制を実施することにかかる決定を公布するもので、レアースの製鍊、分離および磁性材料の生産過程における重要な設備と試薬にかかわる。

② 18号公告により7種類の中・重レアースに対し規制が実施された後、第57号においては、18号公告を基礎として、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウムなど5種類の元素が新たに追加され、12種類の中・重レアース全部が輸出規制体系に組み込まれた。

③ 第61号公告は、境外における関連レアース品目に対する輸出規制の実施決定を公布し、境外で生産された関連レアース品目に輸出規制を適用することを定めたものである。これは、「輸出管制法」に基づき、「中華人民共和国両用品目輸出管制条例」第49条^[11]において構築された域外管轄ルールを、初めて具体的に示したものである。

「両用品目輸出管制条例」第49条は、三種類の境外の両用品目に対して規制を実施することを規定している。第一に、中国原産の特定の両用品目

を含有、集成または混合して境外で製造された両用品目。第二に、中国原産の特定技術等の両用品目を使用して境外で製造された両用品目。第三に、中国原産の特定の両用品目である。また、第61号公告では、比率ルールまたは境外製品ルールに適合するレアース関連品目に対して輸出規制措置を講じることを決定しており、その対象範囲としては、次を含む。(1) 中国原産の関連レアース品目を含有し、集成し、または混合して境外において製造されたレアース関連品目であって、中国原産レアース要素の価値割合が0.1%以上に達するもの。(2) 中国原産のレアース採掘、製鍊分離、金属製鍊、磁性材料製造またはレアース二次資源の回収・利用に関する技術を用いて、境外において生産されたレアース関連品目。(3) 中国原産のレアース関連品目。

さらに、第61号公告は、50%ルールを初めて導入し、境外の軍事ユーザー向けの輸出申請、ならびに輸出規制の管理統制リストおよびフォローリストに掲載された輸入者および最終ユーザー、並びにこれらが50%以上を支配する子会社、支店等の分支机构向けの輸出申請については、原則として許可しないこととしている。

④ 第62号公告は、レアース関連技術に対する輸出規制の実施決定を公布し、これはレアースの採掘、製鍊分離、金属製鍊、磁性材料製造、レアース二次資源の回収・利用に関する技術および担体、ならびに関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術を、輸出規制の対象としたものである。

同公告では、「みなし輸出」の行為についても制限を設けている。すなわち、中国境内から境外へ移転する場合に限らず、境内または境外において、外国の組織または個人に対して行われる提供行為については、貿易性輸出、ならびに知的財産権の許諾、投資、交流、贈与、展覧、デモ、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用または被雇用、コンサルティング等、いかなる方式による移転または提供も含めて、輸出許可証の申請が必要であると規定している。

三. 商務部「両用品目に関するよくある質問」

商務部は、「両用品目に関するよくある質問」を通じて、規制の境界を整理している。具体的には、第18号公告後に公表された「両用品目に関するよくある質問の四（レアース）」^[12]および「両用品目に関するよくある質問の五（レアース関連品目）」^[13]において、永久磁石材料のさらなる深度加工によって形成された電子部品（例：モーター）や電子製品（例：スピーカー、イヤホンなど）は、規制の範囲に含まれないことが示された。

【1】 「司法部、工業及び情報化部の責任者が『希土類管理条例』について記者の質問に回答」
https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202406/t20240629_501442.html

【2】 同上

【3】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_a8652c32b90148dbb5b14cf893a26042.html

【4】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_fbfc3daae14841d392d31b908356cb7f.html

【5】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_e6442f86c8dc4d18b4a13ab517dba2ca.html

【6】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_864e08035f2c467b81a705d2f61d86d5.html

【7】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_9e392fecdd3e4113b8a9c56984bd88c6.html

【8】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_5df35765475346cab99f0f9a6e99d9f7.html

【9】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_65480a162cd745c2b0863d67553a4b05.html

【10】 https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/dwmygl/art/2025/art_7c32855cccb4464ca18751400fc177f3.html

【11】 「中華人民共和国両用品目輸出管制条例」

第49条 境外の組織および個人が中華人民共和国の境外において特定の目的国および地域又は特定の組織および個人に対し、次に掲げる貨物、技術およびサービスを移転し、又は提供するにあたっては、國務院の商務主管部門は、関連経営者に対し、この条例の関係規定を参照して執行するよう要求することができる。

(一) 中華人民共和国において原産する特定の両用品目を含有し、集成し、又は混在させて境外において製造する両用品目

(二) 中華人民共和国において原産する特定の技術等の両用品目を使用して境外において製造する両用品目

(三) 中華人民共和国において原産する特定の両用品目

【12】 中華人民共和国商務部

https://aqyqzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

【13】 中国輸出規制情報ネット

<https://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/cjwt/202509/1163.html>

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

主な新公布法令⁽¹⁾

(2025年8月から2025年12月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

会社設立・M&A

法令名:「外商投資を奨励する産業目録(2025年版)」

公布部門:国家発展改革委員会・商務部

文書番号:第37号令

公布日:2025年12月15日

施行日:2026年2月1日

概要等:「外商投資を奨励する産業目録(2025年版)」は、既に国家発展及び改革委員会第22回委務会議において審議採択され、及び商務部により審査決定され、かつ、國務院の同意を経ており、ここに発布をし、2026年2月1日から施行する。2022年10月26日に国家発展改革委員会及び商務部が発布した「外商投資を奨励する産業目録(2022年版)」は、同時にこれを廃止する。

税関管理

法令名:規則違反行為の自発的開示の処理に関する事項に関する公告

公布部門:税関総署

文書番号:2025年第194号公告

発布日:2025年9月28日

施行日:2025年9月28日

概要等:輸出入企業及び単位が税関規定に違反する行為を自発的に開示した場合において、次に掲げる事由の1つがあるときは、行政処罰をしない。(一) 税にかかる規則違反行為が発生した日から1年内に税關に対し自発的に開示したとき。

(二) 税にかかる規則違反行為が発生した日から1年を超えたけれども、2年内に税關に対し自発的に開示し、納付漏れ若しくは過少納付の税金の納付するべき税金に占める割合が30%以下であり、又は納付漏れ若しくは過少納付の税金が100万人民元以下であるとき。(三) 国の輸出税還付管理に影響するとき。

法令名:輸入再生パルプの申告要求に関する公告

公布部門:税関総署

文書番号:2025年第195号公告

公布日:2025年10月9日

施行日:2025年10月10日

概要等:輸入貨物の荷受人又はその代理人は、輸入再生パルプ(商品番号47062000)の申告の際に、通関申告書の備考欄に再生パルプの生産に使用したプロセス方法を注記しなければならず、実際の状況に基づき「乾式法」又は「湿式法」と記入する。

法令名:中華人民共和国税関の輸入食品境外生産企業登録管理規定

公布部門:税関総署

文書番号:第280号令

公布日:2025年10月14日

施行日:2026年6月1日

概要等:中国の境内に対し食品を輸出する境外の生産、加工及び貯蔵企業(以下、「輸入食品境外生産企業」と総称する。)の登録管理には、この規定を適用する。前項に定める輸入食品境外生産企業には、食品添加剤及び食品関連製品の生産、加工及び貯蔵企業を含まない。

法令名:輸入再生パルプの監督管理に関する事項の規範化に関する公告

公布部門:税関総署・国家発展及び改革委員会・工業及び情報化部・生態環境部・商務部・國家市場監督管理総局

文書番号:第200号公告

公布日:2025年10月17日

施行日:2025年10月18日

概要等:輸入再生パルプの境外の生産原料は、必ず分類回収した紙、板紙及び紙製品でなければならない。輸入再生パルプは、必ずGB/T 43393国家標準要求に適合しなければならない。輸入再生パルプの生産及び経営企業は、製品の品質安全主体の責任を厳格に具体化し、法による誠実な経営を堅持し、社会責任を自覚して履行し、原料、生産、加工、貯蔵、運送等の全要素・全チェーン管理を強化し、我が国の生態安全及び生物安全を維持保護しなければならない。

法令名:プラチナ及びダイヤモンドの輸入段階増価税に関する政策の執行停止に関する税関総署の通知

公布部門:税関総署

文書番号:署税發[2025]77号

公布日:2025年10月28日

施行日:2025年11月1日

概要等:2025年11月1までに輸入が申告された上記プラチナ、半加工品ダイヤモンド及び完成品ダイヤモンドについて、上記貨物を積載する運送手段につき2025年11月1日以降に入境を申告する場合には、この通知の第1条及び第2条の規定に従い輸入段階増価税を規則に従い徴収する。

法令名:免税店政策を完全化して消費促進を支持することに関する財政部、商務部、文化及び旅行部、税関総署及び税務総局の通知

公布部門:財政部・商務部・文化及び旅行部・税関総署・税務総局

文書番号:財関税[2025]19号

公布日:2025年10月29日

施行日:2025年11月1日

概要等:関係する企業が価格協議能力及び経営レベルを持続的に高めることを支持し、連合調達等方式を通じて、より多くの国際ブランドを誘致して最新商品、売れ筋商品等を我が国の免税店に投入して販売させ、免税店で実際に販売する商品の種類を拡大させることを奨励する。

法令名:通関申告書類・証書及び電子データのセルフ照会・印刷を全面的に普及させることに関する公告

公布部門:税関総署

文書番号:2025年第226号公告

公布日:2025年11月21日

施行日:2025年12月15日

概要等:通関ポートのビジネス環境をより一層最適化し、かつ、企業による保管期間内の通関申告書類・証書及びデータの取得を便利にするため、前段階で試行を展開することを基礎として、税関総署は、通関申告書類・証書及び電子データのセルフ照会・印刷サービスを全面的に普及させることを決定した。

外貨管理

法令名:クロスボーダー投融資外貨管理改革の深化に関する事項に関する国家外貨管理局の通知

公布部門:国家外貨管理局

文書番号:匯發[2025]43号

公布日:2025年9月12日

施行日:2025年9月12日

概要等:外商直接投資プロジェクトの外貨利益を境内に直接投資することを許可する。外商投資企業が境内において適法に生じさせた外貨形式の利益又は境外の投資者が適法に取得した外貨利益により境内の再投資を展開する場合には、関連す

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日:2009年7月1日、施行日:2008年1月1日(遡及適用)。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

る外貨資金は、これを被投資企業の資本金口座又は持分譲渡人の資本項目決済口座に振り換えることができ、資金の使用は関連する口座管理の要求に従い取り扱う。

法令名: 外貨資金の決済をより一層便利にし、対外貿易の安定的な発展を支持することに関する国家外貨管理局の通知

公布部門: 国家外貨管理局

文書番号: 匿発[2025]47号

公布日: 2025年10月29日

施行日: 2025年10月29日

概要等: 対外貿易の安定的な発展を支持し、かつ、外貨サービス実体の経済的な質・効果を適切・確実に高めるため、国家外貨管理局は、貿易外貨管理改革をより一層深化させ、市場経営主体がクロスボーダー貿易業務を取り扱うことに便宜を図ることを決定した。

税務・会計

法令名: 速配サービス等の増価税政策の明確化に関する公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2025年第5号公告

発布日: 2025年8月11日

施行日: 2025年8月11日

概要等: ネットワークプラットフォーム道路貨物運送の経営資質を有する納税者がネットワーク貨物運送に従事するにあたり、使用的精製油、天然ガス、電力、水素エネルギー、ジメチルエーテル、メタノールその他の各車両燃料（エネルギー）並びに支払う道路、橋及びゲートの通行料を自ら調達し、かつ、実際の運送人に支給し、同時に次に掲げる条件に適合する場合には、その仕入税額について売上税額から控除することを許可する。

法令名: 育児補助に関する個人所得税政策に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2025年第6号公告

発布日: 2025年8月18日

施行日: 2025年1月1日

概要等: 育児補助制度の規定に従い支給される育児補助については、個人所得税の徴収を免除する。

法令名: 増価税の期末における控除未済にかかる税還付政策の完全化に関する公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2025年第7号公告

発布日: 2025年8月22日

施行日: 2025年9月1日

概要等: 2025年9月の増価税申告期間から、条件に適合する増価税一般納税者は、次の規定に従い主管税務機関に対し期末における控除未済税額の還付を申請することができる。詳細は、当該公告を参照されたい。「増価税改革を深化させることに関する政策に関する財政部、税務総局及び税關総署の公告」（財政部/税務総局/税關総署2019年第39号）第8条、「増価税の期末における控除未済にかかる税還付政策の実施の程度により一層強化することに関する財政部及び税務総局の公告」（財政部/税務総局公告2022年第14号）、「増価税の期末における控除未済にかかる税還付政策の実施の進度をより一層加速させることに関する財政部及び税務総局の公告」（財政部/税務総局公告2022年第17号）、「増価税の期末における控除未済にかかる税還付政策の実施の進度をより一層継続的に加速させることに関する公告」（財政部/税務総局公告2022年第19号）及び「増価税の控除未済税額にかかる全額還付政策の業種範囲を拡大することに関する財政部及び税務総局の公告」（財政部/税務総局公告2022年第21号）は、これらを同時に廃止する。

法令名: 増価税の期末における控除未済にかかる税還付政策の取扱いに関する徴収管理事項に関する国家税務総局の公告

公布部門: 税務総局

文書番号: 2025年第20号公告

発布日: 2025年8月22日

施行日: 2025年9月1日

概要等: 増価税一般納税者は、7号公告に従い控除未済にかかる税還付を申請するにあたり、控除未済にかかる税還付の条件に適合する翌月で、増価税納税申告期間内に、当該期の増価税納税申告

を完了した後、電子税務局又は税務取扱サービスホールを通じて主管税務機関に対し「税還付（控除）申請表」（附属書1を参照する。）を提出しなければならない。

法令名: 「管理会計応用指針第305号-ライフサイクルコスト法」及び「管理会計応用指針第406号-ベンチマーキング」の印刷発布に関する通知

公布部門: 財政部

文書番号: 財会[2025]22号

発布日: 2025年9月4日

施行日: —

概要等: 企業は、ライフサイクルコスト法を応用するにあたり、「管理会計応用指針第300号-原価管理」における応用環境に対する一般的な要求を遵守しなければならない。企業は、完全な情報システムを配備し、管理、生産、販売、財務等のシステムを十分に整合し、かつ、ビッグデータ、人工知能、クラウドコンピューティング、モノのインターネット、ブロックチェーン等の現代情報技術を積極的に導入し、もって全チェーンの原価の関連情報の入力、保存、処理、制御及び出力を実現し、それによりライフサイクル内の全部の原価について管理及び制御をする。

法令名: 2026-2027年車両購入税の減免にかかる新エネルギー自動車製品の技術要求に関する工業及び情報化部、財政部及び税務総局の公告

公布部門: 工業及び情報化部・財政部・税務総局

文書番号: 2025年第24号公告

発布日: 2025年9月22日

施行日: —

概要等: 2026年1月1日から、「車両購入税の減免にかかる新エネルギー自動車車種目録」に列記された車種は、この公告の要求に適合する必要がある。2025年12月31日までに「税減免目録」に列記され、かつ、この公告の技術要求に適合する車種は、2026年第1期「税減免目録」に自動的に移入され、要求に適合しない車種は「税減免目録」から取り消す。この公告の要求に不適合で、2026年第1期「税減免目録」に組み入れられる予定である車種は、2025年12月12日までに申告を完了しなければならない。取り消される車種は、「税減免目録」への組入れを改めて申請することができる。

法令名: 車両・船舶税の優遇を享受する省エネルギー・新エネルギー自動車製品の技術要求を調整することに関する公告

公布部門: 工業及び情報化部・財政部・税務総局

文書番号: 2025年第25号公告

発布日: 2025年9月29日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 財税[2018]74号文中の第1条第（一）号及び第（二）号のかかわる省エネルギー乗用車、省エネルギー軽型商用車、省エネルギー重型商用車の総合モード燃料消費量の限度値標準について改正をする。詳細は、この公告の附属書1、附属書2及び附属書3を参照する。

法令名: 企業の破産手続における若干の税金・費用徴収管理事項に関する国家税務総局及び最高人民法院の公告

公布部門: 国家税務総局・最高人民法院

文書番号: 2025年第24号公告

発布日: 2025年11月27日

施行日: 2025年11月27日

概要等: 企業に債務者の財産の処置により発生した関連する税金・費用は、これを破産費用とし、営業の継続により発生した関連する税金・費用は、これを共益債務とし、債務者の財産によって隨時弁済する。発票を発行する必要がある場合には、管財人は、企業の名により発票を受領使用・発行し、又は発票の代理発行を申請することができる。企業が大口資産の処理等の特別な状況により発票総限度額を調整する必要が確かにある場合には、管財人の申請を経て、税務機関は、全面的にデジタル化した電子発票の関係規定に従い限度額を調整する。

更生又は和解手続において、税務機関が法により弁済を受けた後に、更生計画又は和解合意により、弁済を受けていない税金滞納金、罰金、特別納税調整により生じた利息がなおある場合でも、企業が納税・費用納付にかかる信用修復及び後続の納税・費用納付にかかる信用評価を申請するのに影響せず、企業が移転、抹消等の税関連事項を手続するのに影響しない。

その他

法令名：仲裁法
公布部門：—
文書番号：主席令第54号

発布日：2025年9月12日

施行日：2026年3月1日

概要等：仲裁活動は、情報ネットワークを通じてオンラインでできる。ただし、同意しない旨を当事者が明確に表示する場合を除く。仲裁活動は、情報ネットワークを通じてオンラインでする場合には、オフラインの仲裁活動と同等の法的効力を有する。国は、仲裁機構が境外の仲裁機構及び関係する国際組織との交流合作を強化し、国際仲裁規則の制定に積極的に参与することを支持する。

法令名：法治宣传教育法
公布部門：—
文書番号：主席令第55号

発布日：2025年9月12日

施行日：2025年11月1日

概要等：公共場所の経営者及び管理者は、法によりその経営管理する場所内において、消費者の権益保護、反電信ネットワーク詐欺、食品薬品の安全、消防安全、個人情報の保護、製品責任等の大衆が関心を寄せる問題をめぐり、法治宣传教育を展開しなければならない。

法令名：突発的公共衛生事件対応法
公布部門：—
文書番号：主席令第52号

発布日：2025年9月12日

施行日：2025年11月1日

概要等：国は、中医・西医を共に重視することを堅持し、中医・西医の結合を強化し、突発的公共衛生事件の対応における中医薬の役割を十分に發揮させる。国は、公共衛生緊急対応分野の科学的研究及び技術イノベーションの展開を支持し、及び奨励し、公共衛生緊急対応科学研究における難関攻略体系及び能力建設を強化し、関連する科学研究成果及び先進的技術を応用・普及させる。国は、突発的公共衛生事件の対応にかかる国際交流及び合作の展開を支持し、及び奨励する。

法令名：原子力法
公布部門：—
文書番号：主席令第51号

発布日：2025年9月12日

施行日：2026年1月15日

概要等：国は、原子力の平和利用を支持し、原子力の平和利用にかかる国際交流及び合作を奨励し、原子力平和利用事業の成果の共有を促進する。いずれかの国又は地域が原子力分野において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限その他の類似する措置を講じた場合には、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は当該地域に対し相応する措置を講ずることができる。

法令名：国家公園法

公布部門：—
文書番号：主席令第53号

発布日：2025年9月12日

施行日：2026年1月1日

概要等：国は、様々な方式を通じて、国家公園の分野における国際交流合作を支持し、及び促進する。国家公園区域内において第27条又は第28条に定める活動を展開するにあたり、法により関連手続をする必要がある場合には、関係単位及び個人は、法により取り扱わなければならない。

法令名：犯罪の所得及び犯罪により取得した収益の偽装及び隠蔽にかかる刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈

公布部門：最高人民法院・最高人民検察院

文書番号：法釈[2025]13号

発布日：2025年8月25日

施行日：2025年8月26日

概要等：刑法第312条に定める「その他の方法」には、犯罪の所得及びその収益を偽装し、又は隠蔽するのに足る何らかの行為手段を含む。例えば売買の仲介紹介、收受、所有、使用、加工、資金口座の提供、財物を現金、金融手形・小切手及び有価証券に転換すること並びに振替えその他の支払い決済方式を通じた資金の移転、資産のクロスボーダー移転等。

法令名：最高人民法院の発布するインターネット法院事件管轄規定
公布部門：最高人民法院

文書番号：法釈[2025]14号

発布日：2025年9月29日

施行日：2025年11月1日

概要等：インターネット法院の建設を強化し、インターネット法院の事件管轄を最適化して完全化し、かつ、インターネット法院の、人民に便利で人民を利し、紛争を公正、効率的、敏速に解消し、ネットワーク空間の法によるガバナンスを強化し、デジタル経済の健全な発展に奉仕してこれを保障するという司法の機能・役割を更に発揮させため、「民事訴訟法」、「行政訴訟法」等の規定に基づき、裁判業務の実際を考え合わせ、この規定を制定する。

法令名：個人情報出境認証弁法

公布部門：国家インターネット情報弁公室・国家市場監督管理総局

文書番号：第20号令

発布日：2025年10月14日

施行日：2026年1月1日

概要等：個人情報権益を保護し、個人情報の出境認証活動を規範化し、かつ、個人情報の効率的で安全なクロスボーダー流動を促進するため、「個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」、「認証認可条例」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：「外国人入出境管理条例」の改正に関する国務院の決定

公布部門：国務院

文書番号：国務院令第814号

発布日：2025年8月7日

施行日：2025年10月1日

概要等：第6条に次の一号を追加し、第(六)号とする「(六) K査証は、入境する外国青年科学技術人材に発給する。」。第7条第1項に次の一号を追加し第(六)号とする「(六) K査証を申請する場合には、中国政府の主管部門の定める外国青年科学技術人材の条件及び要求に適合し、かつ、相応する証明資料を提出しなければならない。」。「外国

人入出境管理条例」は、この決定に基づき相応する改正をし、かつ、条文番号について相応する調整をし、新たに公布する。

法令名：「行政再議監督職能をより一層発揮させ企業にかかる行政法律執行を規範化することに関する指導意見」及び「行政再議監督により企業にかかる行政法律執行を規範化することにかかる典型的事例」の印刷発布に関する司法部弁公庁、国家発展改革委員会弁公庁及び全国工商連弁公庁の通知

公布部門：司法部弁公庁・国家発展改革委員会弁公庁・全国工商連弁公庁

文書番号：—

発布日：2025年8月1日

施行日：—

概要等：企業にかかる「オンライン再議」を大いに推進する。全国行政再議・行政応訴業務プラットフォームにおいて企業が行政再議を申請する専用ルートを開設することを基礎として、オンラインでの意見聴取、聴聞等の機能応用を拡張し、宣伝・誘導を強化し、科学技術の活性化により企業が行政再議により一層参加しやすくなる。

法令名：会社登記強制抹消制度実施弁法

公布部門：国家市場監督管理総局

文書番号：第105号令

発布日：2025年9月5日

施行日：2025年10月10日

概要等：会社登記機関は、会社登記を強制抹消する予定である場合には、國家企業信用情報公示システムを通じて公告し、かつ、会社の名に記録しなければならない。公告は一括方式を採用することができ、公告期間は90日とする。公告期間内において、関連部門、債権者その他の利害関係人は、会社登記を強制抹消予定であることに対し異議を有する場合には、国家企業信用情報開示システムを通じて、又は書面により会社登記機関に対し異議を提出しなければならない。会社が登記を強制抹消された後に、国の利益及び社会公共利益を維持保護するため、会社登記機関は、会社登記を回復することができる。

法令名：「経営主体登記申請及び代理行為管理弁

法」の印刷発布に関する市場監督管理総局及び中國人民銀行の通知

公布部門：市場監督管理総局・中國人民銀行

文書番号：国市監注規[2025]3号

発布日：2025年9月11日

施行日：2025年9月15日

概要等：ビジネス環境を最適化し、登記申請及び代理行為を規範化し、虚偽登記を防止し、反マネーロンダリング業務を強化し、及び規範化し、登記登録の品質を引き上げ、かつ、経営主体の適法な権益を適切・確実に保障するため、「会社法」、「反マネーロンダリング法」、「反電信ネットワーク詐欺法」、「市場主体登記管理条例」等の法律及び行政法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：信託会社管理弁法

公布部門：国家金融監督管理総局

文書番号：2025年第8号令

発布日：2025年9月11日

施行日：2026年1月1日

概要等：信託会社の経営行為を規範化し、信託会社の監督管理を強化し、リスクを防止し、信託当事者の適法な権益を保護し、かつ、信託業の高品質の発展を促進するため、「信託法」、「銀行業監督管理条例」、「会社法」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：国家ネットワーク安全事件報告管理弁法

公布部門：国家インターネット情報弁公室

文書番号：—

発布日：2025年9月11日

施行日：2026年11月1日

概要等：中華人民共和国の境内においてネットワークを建設し、若しくは運営し、又はネットワークを通じてサービスを提供するネットワーク運営者は、ネットワーク安全事件が発生した際に、この弁法の規定に従い報告をしなければならない。

法令名：「電子印章管理弁法」の印刷発布に関する國務院弁公庁の通知

公布部門：國務院弁公庁

文書番号：国弁發[2025]33号

発布日：2025年9月27日

施行日：2025年9月27日

概要等：この弁法の規定に適合する電子印章は、現物の印章と同等の法的効力を有する。法律又は行政法規において適用しない旨が明確にされた事由を除き、電子署名を経た電子文書は、現物の印章が押捺されたペーパーベースの文書と同等の効力を有する。

法令名：先物会社インターネットマーケティング管理暫定施行規定

公布部門：証監会

文書番号：公告[2025]15号

発布日：2025年8月22日

施行日：2025年10月9日

概要等：先物会社のインターネットマーケティング活動を規範化し、かつ、先物取引者の適法な権益を保障するため、「先物及びデリバティブ商品法」、「先物取引管理条例」、「先物会社監督管理弁法」及び「証券先物投資家適切性管理弁法」等の規定に基づき、この規定を制定する。

法令名：「保険会社資本保証金管理弁法」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門：国家金融監督管理総局

文書番号：金規[2025]18号

発布日：2025年8月29日

施行日：2025年8月29日

概要等：保険会社の資本保証金に対する管理を強化し、かつ、保険市場の安定的かつ健全な発展を維持保護するため、「保険法」に基づき、この弁法を制定する。「『保険会社資本保証金管理弁法』の印刷発布に関する中国保監会の通知」(保監發[2015]37号)は、同時にこれを廃止する。

法令名：銀行間市場取次業務管理弁法

公布部門：中国人民銀行

文書番号：[2025]第26号公告

発布日：2025年11月12日

施行日：2026年1月1日

概要等：取次サービスを提供する金融機関（以下「取次機構」という。）及び金融機関投資者（以下「委託当事者」という。）の双方による銀行間市場

における取次業務の展開を規範化し、市場の健全な運営を維持保護し、かつ、市場参与者的適法な権益を保護するため、「中國人民銀行法」等の関係する法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名：信用修復管理弁法

公布部門：国家発展及び改革委員会

文書番号：第36号令

発布日：2025年11月20日

施行日：2026年4月1日

概要等：軽微な信用失墜情報は、原則として公示をしない。業種主管部門が公示する必要が確かにあると認める場合には、公示期間は、最長でも3か月を超えて、かつ、法定責任の履行が完了すれば修復を申請することができる。一般的の信用失墜情報の最短の公示期間は、3か月とし、最長でも1年とする。重大な信用失墜情報の最短の公示期間は、1年とし、最長でも3年とする。

法令名：新版「品質管理体系認証規則」の発布に関する国家認証認可監督管理委員会の公告

公布部門：国家認証認可監督管理委員会

文書番号：国弁函2025年第16号公告

発布日：2025年9月1日

施行日：2026年1月1日

概要等：この公告の発布の日から2025年12月31日までは認証規則の改版の移行期間であり、新旧版の規則を並行して適用する。移行期間において、既に旧版の規則の認証証書を保有する組織について、認証機構は、その申請に基づき、新版の規則に従い年度監督又は再認証審査確認を考え合わせて改版して審査確認を実施することができ、新版の規則の要求に適合するものについては、新版の規則の認証証書を交換発行し、新証書の有効期間は原証書の有効期間と一致する。

法令名：グリーン製品認証実施規則の発布に関する国家認証認可監督管理委員会の公告

公布部門：国家認証認可監督管理委員会

文書番号：国弁函2025年第17号公告

発布日：2025年9月4日

施行日：—

概要等：国家認証認可監督管理委員会は、照明製

品、物流通い箱、染料、装飾用生モルタル、石材、耐火材料、コンピューター、プリンター及び多機能一体機、壁体材料等の9つのグリーン製品の認証実施規則を制定し、衛生陶磁器、家具、断熱材料、木クラ製品、紡織製品、紙及び紙製品、陶磁製タイル（板）等の7つのグリーン製品の認証実施規則について改正をしたので、ここに公布する。衛生陶磁器等の7つのグリーン製品の旧版の認証実施規則は、即日廃止する。

法令名：「人工知能+」を深く実施する行動に関する国务院の意見

公布部門：国务院

文書番号：国發[2025]11号

発布日：2025年8月21日

施行日：—

概要等：人工知能オープンソースコミュニティの建設を支持し、モデル、ツール、データセット等の集約開放を促進し、良質なオープンソースプロジェクトを育成する。企業、高等教育機関、科学研究機関等が、広く恩恵があり、高効率のオープンソースアプリケーションの新モデルを模索することを支持する。全世界に向け開放されたオープンソース技術体系及びコミュニティの生態構築を加速させ、国際的影響力を有するオープンソースプロジェクト及び開発ツール等を発展させる。

法令名：境外の上市済薬品の認可取得前の商業規模製品の輸入に関する事項に関する国家薬監局の公告

公布部門：国家薬監局

文書番号：2025年第96号公告

発布日：2025年9月29日

施行日：—

概要等：境外の上市済薬品が我が国において上市の認可を取得（薬品認可証明文書の取得及び補充申請許可証明文書の取得を含む。以下同じ。）した後に、要求に適合する認可取得前の商業規模製品について、輸入し、かつ、上市して販売することを許可する。

関連製品は、次に掲げる事由の1つに該当しなければならない。（一）原研究薬品又は改良型薬品（二）「国家不足薬品リスト」、「国家臨床必需不足薬品重点モニタリングリスト」、「奨励後発医薬品目録」、「奨励研究開発申告児童薬品リスト」

に明記される薬品 (三) 適応症に「希少疾患目録」に明記される疾病を含む薬品…。

法令名: 境外生産薬品補充申請の審査評価・審査認可手続にかかる試行業務を最適化することに関する国家薬監局の通知

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 国薬監薬注[2025]17号

発布日: 2025年11月6日

施行日: —

概要等: 前置サービスを経た境外生産化学薬品補充申請について、申告の要求に適合し、かつ、境外登録の照合調査を始動させる必要がない場合には、審査評価の期限は、これを200業務日から60業務日に短縮する。

法令名: 医療機器のネットワーク販売品質管理規範現場検査指導原則を印刷発行することに関する国家薬監局の通知

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 国薬監械管[2025]14号

発布日: 2025年9月16日

施行日: —

概要等: この「指導原則」は、薬品の監督管理に責任を負う部門が法により医療機器ネットワーク販売経営者及び医療機器電子商取引プラットフォーム経営者に対し展開する監督検査に適用する。医療機器ネットワーク販売経営者及び医療機器電子商取引プラットフォーム経営者には経営サービス方式、経営範囲等において異なる点がある可能性があることに鑑み、検査過程において、経営者は、その経営サービス方式、経営範囲等の特徴に基づき、指導原則に照らして合理的な不足項目を確定し、かつ、理由を書面により説明することができ、薬品監督管理に責任を負う部門が派遣する検査グループにより確認をする。

法令名: 医療機器生産品質管理規範の発布に関する国家薬監局の公告

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 2025年第107号公告

発布日: 2025年11月4日

施行日: 2026年11月1日

概要等: 医療機器の生産品質管理を強化し、医療機器の生産行為を規範化し、業種の発展を促進し、かつ、公衆による機器使用が安全かつ有効であることを保障するため、「医療機器監督管理条例」、「医療機器生産監督管理弁法」等の関係する法規・規則の規定に基づき、国家薬監局は、「医療機器生産品質管理規範」を改正し、ここに、発布し、2026年11月1日から施行する。原国家食品药品监督管理总局の「医療機器生産品質管理規範の発布に関する公告」(2014年64号)は、同時にこれを廃止する。

法令名: 付加価値電信業務経営許可電子証の応用を全面的に普及させることに関する工業及び情報化部公庁の通知

公布部門: 工業及び情報化部公庁

文書番号: 工信厅信管[2025]50号

発布日: 2025年9月27日

施行日: —

概要等: 電信管理機構は、電子証書の情報共有と融合使用を積極的に推進し、行政の法律執行、業種監督管理、プロジェクト入札・入札募集、契約締結等の面での応用を模索し、基礎電信企業及びインターネットプラットフォーム企業が付加価値電信企業と提携する際に、リソースへのアクセス、電子商取引プラットフォームへの出店、アプリケーションへの出品等の場面において電子証書の使用を支持することを奨励・指導しなければならない。

法令名: 政府調達において本国製品標準及び関連政策を実施することに関する国務院公庁の通知

公布部門: 国務院公庁

文書番号: 国弁發[2025]34号

発布日: 2025年9月28日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 本国製品標準を貨物に適用し、これは、政府調達貨物項目及びサービス項目においてかかる貨物を含む。本国製品標準を適用する貨物とは、具体的には、「政府調達品目分類目録」における貨物類製品をいう。ただし、そのうちの建物及び構築物、文物及び陳列品、図書及び档案、特種動植物、農・林・牧・漁業製品、鉱及び鉱物、電力、都市ガス、蒸気及び温水、水、食品、飲料及びタバコ原料並びに無形資産を含まない。政府調

達活動において本国製品も非本国製品も競争に参与している場合には、法により本国製品に対し価格評価審査の優遇をし、本国製品の申出価格については20%の価格控除をし、控除後の価格を用いて評価審査に参与させる。

法令名: 「資本市場における中小投資家保護の強化に関する若干の意見」

公布部門: 証監会

文書番号: [2025]19号公告

発布日: 2025年10月27日

施行日: 2025年10月27日

概要等: 「若干の意見」では、中小投資家が関心を持つ重点問題に焦点を合わせ、発行・上場過程における中小投資家の保護の強化、中小投資家の公平取引に有利な制度環境の構築、経営機構の中小投資家の保護責任の強化、中小投資家の利益を侵害する違法行為の厳格な取締り、証券先物紛争の多元化解消メカニズムの建設の推進、中小投資家保護機構の職能の役割の更なる発揮、上場過程の中小投資家保護制度メカニズムの健全化終了、中小投資家保護の法治保障の強化等の8つの面をめぐり、23項目の具体的措置を打ち出している。

法令名: 国内・対外貿易製品の「同一生産ライン・同一標準・同一品質」業務をより一層推進することに関する市場監督管理総局の公告

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: —

発布日: 2025年10月21日

施行日: —

概要等: 企業は、国内外の関連標準により、その製品が「三同」の条件に適合するか否かを自主的に評価することができる。条件に適合する製品については、「三同」適合性宣言をすることができる(特殊食品を除く)。企業は、その「三同」製品の情報が真実であり、かつ、正確であることを確実に保証しなければならない。

法令名: 意匠・特許併合出願指針

公布部門: 国家知的財産権局

文書番号: 2025年第40号公告

発布日: 2025年10月31日

施行日: —

概要等: 「『第14次5か年計画』国家知的財産権保護及び運用規画」の任務の配置を深く徹底・具体化し、知的財産権の法律政策体系を完全化し、イノベーション主体が意匠・特許併合出願制度を正確に理解し、及び使用するよう指導し、出願人が特許出願の関連手続にかかる取扱いの質を高めるよう支援し、かつ、特許事業の質の高い発展を推進するため、国家知的財産権局は、「意匠・特許併合出願指針」を組織して編成し、関連のイノベーション主体の参考・使用に供する。

法令名: 拡張可能なマークアップ言語形式による特許電子文書の提出を全面的に実施することに関する事項に関する国家知的財産権局の通知

公布部門: 国家知的財産権局

文書番号: —

発布日: 2025年11月12日

施行日: 2026年1月1日

概要等: 2026年1月1日(当該日を含む)から、電子形式により特許の出願、復審請求、無効宣告請求及び関連手続をする場合には、XML形式により特許電子文書を提出しなければならず、国家知的財産権局は、今後はXML形式でない特許電子文書を受け入れない。

XML形式により提出するべき特許電子文書の範囲には、次を含む。すなわち、発明、実用新案及び意匠の3種の特許にかかる中国の国家出願文書、「特許協力条約」(PCT)により中国の国家段階に入った国際出願文書、復審請求文書及び無効宣告請求文書、並びに各種手続をする際に提出するその他の請求、申告、意見陳述、補正等の文書である。特許業務取扱システムを通じて文書をアップロードする方式により提出するXML形式の文書リストの詳細については、この通知の附属書を参照し、その他の表形式のXML形式の文書については、特許業務取扱システムにおいて要求に従い直接に入力して提出する。

法令名: 質の高い発展へのサービスの拡大・開放を支持することにかかる10項目のイノベーション措置の実施に関する公告

公布部門: 国家移民管理局

文書番号: 2025年第4号公告

発布日: 2025年11月3日

施行日: —

概要等: 2025年11月20日から、外国人は、来中前に、中国国家移民管理局の政府ウェブサイト、政務サービスプラットフォーム、「移民局12367」APP及びWeChat(アリペイ)のミニアプリ及び携帯端末で入境カードの記入報告用コードをスキヤンする等のルートを通じて、オンラインで入境関連情報を記入報告することができる。オンライン記入報告条件を具備しない外国人については、中国の通関ポートの出入境国境警備検査の現場に到着した際に、携帯での二次元コードのスキヤン又は現場のスマートデバイスの使用を通じてオンラインで入境情報を記入報告し、又は紙ベースの外国人入境カードに記入することができる。次の7種類の事由の外国人は、記入報告を免除することができる。すなわち、中華人民共和国外国人永久居留身分証を所持する者、香港・マカオ住民内地往来通行証(非中国籍)を所持する者、団体査証を所持し、又は団体での査証免除入境に適合する者、24時間の直接越境であって通関ポート限定区域から離れない者、大型定期客船に乗船して出境し、かつ、原大型定期客船に伴って戻る者、快速ルートで入境する者、出入境交通運送手段の外国籍従業員等である。

バックナンバーのご紹介

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



スマートフォンからも
ご覧いただけます



2025年度 第3号



2025年度 第2号



2025年度 第1号



2024年度 第4号



2024年度 第3号



2024年度 第2号



2024年度 第1号



2023年度 第4号

JBIC中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL:+86-10-6505-8989 FAX:+86-10-6505-3829

E-MAIL:yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

